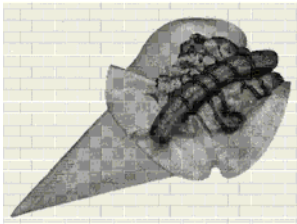
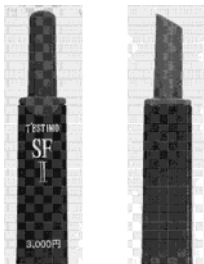
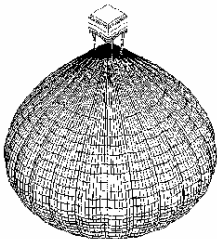
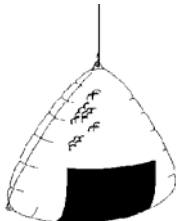


意匠分類記号	意匠分類の名称
F5	広告用具、表示具及び商品陳列用具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
F5		全	広告用具、表示用具及び商品陳列用具		
参考分類・参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる物品					
定義					
○表示、広告等を使用される機械器具及び商品の販売、陳列に専用される器具を分類する。					
○広告紙(F3－33)、表示紙(F3－34)、記章(B3－13)及び自動販売機(J5－1)を除く。					
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)					
過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-00	その他の広告用具、表示具及び商品陳列用具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－0	全	その他の広告用具、表示用具及び商品陳列用具	
F5－12	全	アドバルーン	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
アドバルーン		商品販売用見本	
定義			
○広告用具、表示用具及び商品陳列用具であって、下位に該当分類のないもの。			
○アドバルーンを含む。			
○広告のための見本、模型、ディスプレイ用具を含む。ただし、商品の内容表示等、看板の機能を有するものはF5－1代に分類する。			
○広告用人形（着ぐるみを含む）は「広告用具及び表示用具（生物型）」F5－102へ。			
使用状態を示す参考図			
 F5-00 登録 967630 陳列用食品見本			
 F5-00 登録 993036 試用品収納用容器			
 F5-00 登録 998759 アドバルーン			
 F5-00 登録 806434 広告用気球			
分類付与運用メモ（他の意匠分類との関係、含まれない物品など）			
「塗材見本板」等はL6－101（建築用装飾板）に分類する。			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-100	広告用具及び表示用具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-10	全	広告用具及び表示用具	
F5-10B	一	広告用具及び表示用具(建造物取り付け型)のうち、非常口表示具を除く	
F5-10C	一	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)のうち、全体形状板体のもの	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C3-3700	ごみ箱
D3-3210	壁じか付け灯
F2-420	黒板等板
F2-4210	黒板
F2-422	揭示板
F2-600	事務用とじ具等
F2-6300	事務用はさみ具
F2-73131	カード立て等
F3-340	表示紙
F3-341台	札、プライスカード等、ネームプレート等、席札
F3-344	ステッカー
H1-48	表示盤、表示管等
H1-75	発光ダイオード等
H1-76	電球等
H7-110	監視用機器
H7-1211	エレベーター用操作盤
H7-44	インターホン
H7-6242	パネル形データ表示器
J6-400	交通安全用機器
J6-420	道路用反射具及び遮光具
J6-44	道路用びょう

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

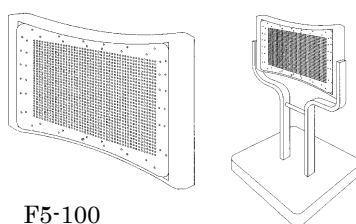
この分類に含まれる物品		
道路標識	広告器	電光表示盤
駅名表示器	スコアボード	広告板
広告灯		

定義

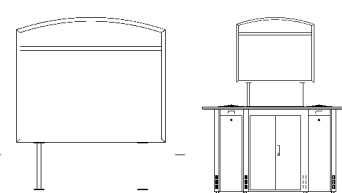
- 広告、宣伝、及び表示に使用される物品を分類する。
- 下位に該当分類がないもの。
- 以下の①～⑧は、F5-1台すべてに共通する定義である。
 - ①鉄道信号、道路信号、船舶信号、及び航空信号を除く。
 - ②表示のうち、定量的な測定と関連したもの(J1)及び身辺の装飾に関連したもの(B3)を除く。
 - ③各種機器に従属した表示部を除く。ただし、エレベーター、エスカレーター用表示器(方向指示器等)を含む。
 - ④札券、表示紙、表札、ネームプレート、プライスカードはF3-34台へ、広告紙等はF3-33へ分類する。(表示紙とは、極めて平板な表示用具をいう)
 - ⑤レッテルはF4-2台に分類する。
 - ⑥伝言板、掲示板はF2-42台に分類する。
 - ⑦電光掲示板を含む。
 - ⑧照明付き又は照明入りの表示用具を含む。
 - ⑨スコアボードを含む。ただし、ゲーム用スコアシートはF3-1134へ。



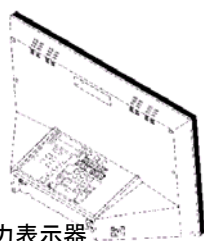
F5-100
登 録
1168535
表示板



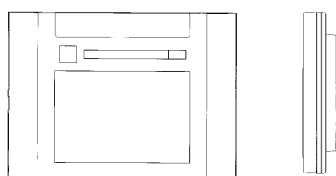
F5-100
登録 1107939 電光表示器



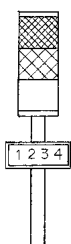
F5-100 登録 1122849
机上表示具



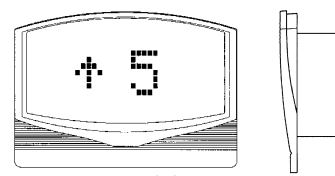
F5-100 登録 1169269
レスリング競技用データ入出力表示器



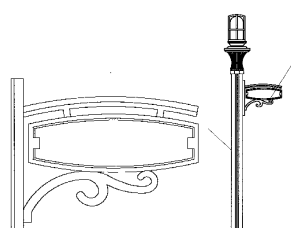
F5-100 登録 1169904 廊下灯



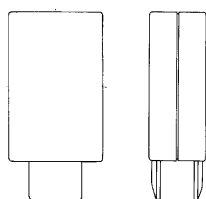
F5-100
登録 1156467
表示灯



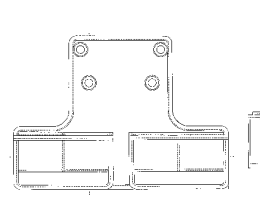
F5-100 登録 1153204
エレベータ用表示器



F5-100
登録 1151722 表示板



F5-100 登録 1154924 広告器
【意匠の説明】…本願を鉄道車両用
吊革の一部周側面に取り付け…



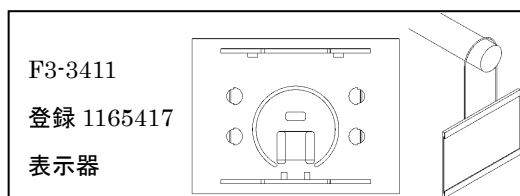
F5-100 登録 1077490
タクシー車内広告用ラック

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

- 広告用具・表示用具の基本的な概念は、「特定の相手がなく、不特定数の一般の人々を対象として意思情報を伝達する手段として用いられ、視覚に訴えるもの」とする。
- 床置き及び路面設置型の表示用具(F5-101)であっても、全体形状がほぼ一枚の板体のものはここに含む。
- 一組の6面図において、全体形状が板状で、参考図等で脚部や枠体が表されているものはF5-100に分類する(Dターム、F5-100AB)。一組の6面図で脚部及び台座部が表されるものはF5-101へ。
- 床面、壁面及び天井等に埋め込み・取り付けて使用する表示具は含む。ただし非常口表示器はF5-14へ。

＜F3-34台(表示紙、札、プライスカード、ネームプレート、席札)との関係＞-----

- 物品名にこだわらず、物品の属性により、分類する。
- ・広告・看板等、主として販売促進を目的とした公衆に広く宣伝するために使用するもの→F5-1台
- ・名札等小型の表示板(主に私的・対象が比較的限られる人物間で使用するもの)→F3-341台
 - ※よって、植物や植木鉢などに添えられる小プレートの類は、「表示板」等の物品名であっても、F3-341台へ。
- ・ステッカーのように、厚みはあっても極めて平板な表示具はF3-340へ。
- ・これらに設置のための器具(枠・ボルト等)が取り付けられている場合は、主として広告的要素が推認されるのでF5-1台へ。



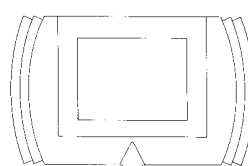
＜照明を内蔵した表示具について＞-----

＜基本概念＞

- 照明の要素が強いものはD3へ分類する。
- 表示板から発展したものはF5(表示具に光源を入れたもの)へ分類する。
- 緊急時に注意喚起するものはJ6へ分類する。
- 計器盤等の表示素子はH1-45台へ、
- 機械等に取り付ける危険通報の信号灯はH7-11台へ分類する。

＜「廊下灯」について:D3-32台との関係＞-----

- ・物品名が「廊下灯」であっても、病院等において使用されるナースコールシステム対応の患者情報識別灯や、建造物取り付け型の非常口表示器のように、表示具に光源を入れたものはF5-100に分類する。
(※非常口表示器はF5-14)

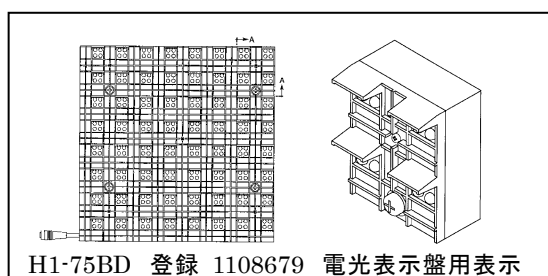


F5-100
登録 1153896
廊下灯

【意匠の説明より】…ナースコール端末からナースコール親機を呼出しているとき本願意匠の廊下灯の呼出し表示灯が点灯し、…画面には患者名、呼出し状態等が表示される。…

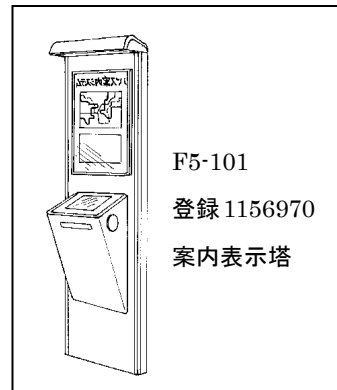
＜「発光ダイオード」について:H1-75台との関係＞-----

- ・発光ダイオードによるドットマトリクス状発光部を有するもののなかで、主として枠体等を備えた「表示具」をF5に分類する(F5-100BA、101BA)。
- ・上記の一部、発光ダイオードを複数並べたユニット状の盤はH1-75台へ(F5-190へは分類しない)。
- ・同様に、表示器のバックライトはH1-75、76台へ。
- ・「発光ダイオードランプ」はH1-75へ。
- ・機器に組み込まれる表示部は、H1-48へ。



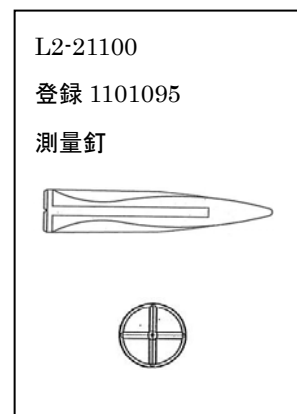
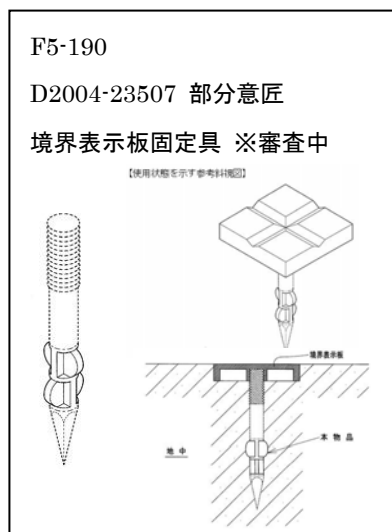
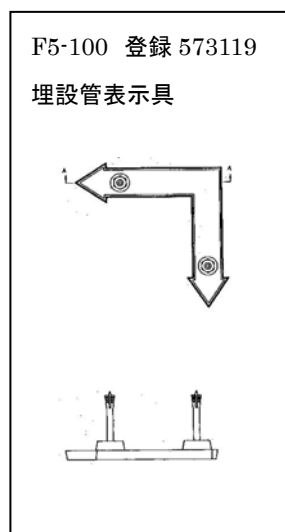
＜データ表示機について：H7－624台との関係＞-----

- データ表示機のうち、公共の場で使用され、不特定多数の者に対し広告、情報を一方的に表示するものをF5に分類する。
- 一時的に特定の者に対し占有状態で使用される状態があったとしても、それ以外の状態において上記の性格を強く有するものはF5に分類する。



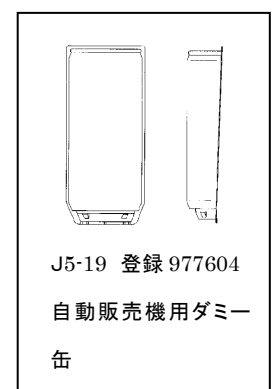
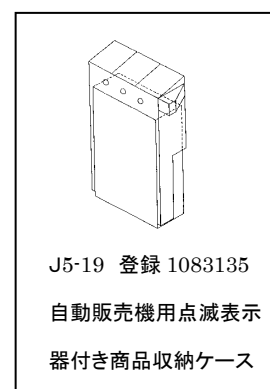
＜路面設置（一部埋設）の表示具、境界用表示用具について：L2－21100との関係＞-----

- ・地下埋設物表示板、埋設配管用表示盤等、地面に打設して使用される表示具のうち、頭部に表示板等を備えるものは、F5－100に分類する。
- ・ただし、杭形状（棒状等のもの。地面に埋設される部分と頭部との径がほぼ同径）のものは、L2－21100（基礎くい等）に分類する。
- ・頭部に表示板等を備えるもの（F5－100）の部品は、杭形状をしているものであっても、F5－190（広告用具及び表示用具部品及び付属品）に分類する。



＜自動販売機用ダミー缶について：J5－19との関係＞-----

- 自動販売機用のダミー缶という用途から、
広告器の概念よりも、より具体的な自動販売機用の
部品という概念でとらえ、
J5－19（自動販売機部品及び付属品）に分類する。



過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-100	AA	全体形状板体型

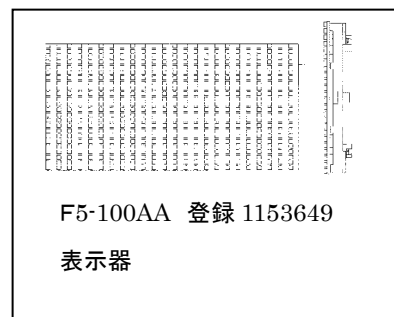
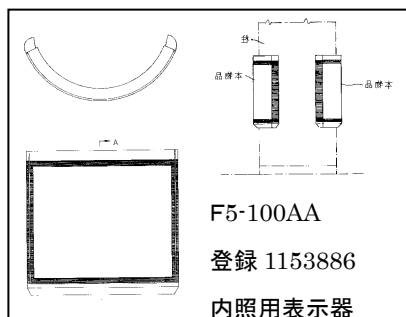
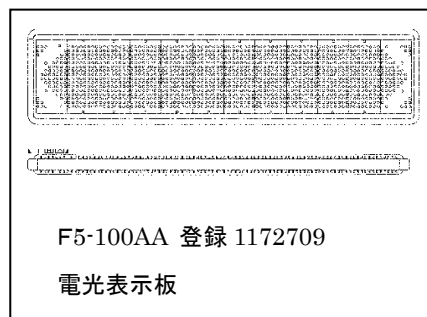
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5－10	一	広告用具及び表示用具
F5－10B	一	広告用具及び表示用具(建造物取付型)
F5－10C	一	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)より、全体形状板体型
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

定義(図例必須)

○F5-100のうち、全体形状が略平盤状の板体(薄型直方体含む)で、脚台などの支持部材が表されていないもの。また、表示部と板体本体が一体化しているもの。

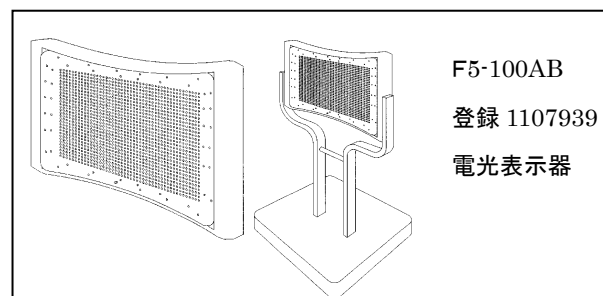
○床設置型及び路上設置型であっても、全体形状が板体のものはF5-100AAへ。

○電光表示盤等、表示部に光源を内蔵しているものを含む。



分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

○一組の6面図には板体表示部が表されていて、参考図等で脚台部が表されている場合は、F5-100ABを優先付与する。



このDタームと複数付与しないDターム

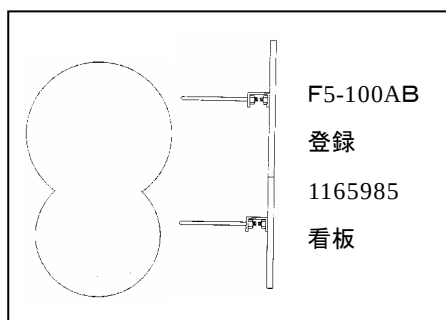
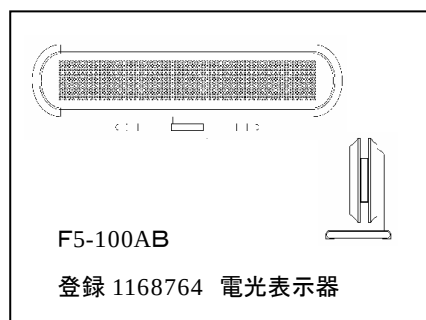
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはAB(表示部のみ板体型)を優先的に付与する。
AB	表示部のみ板体型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-100	AB	表示部のみ板体型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5－10	一	広告用具及び表示用具
F5－10B	一	広告用具及び表示用具(建造物取付型)
F5－10C	一	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)より、全体形状板体型
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

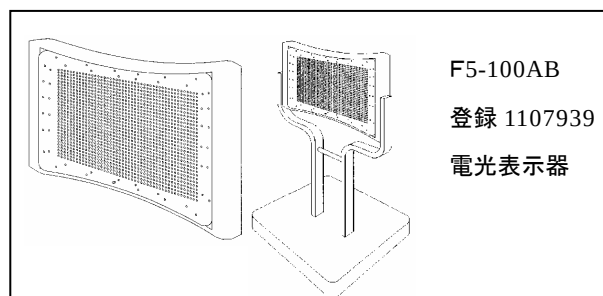
定義(図例必須)

- F5-100のうち、脚台部等の支持部材とは別に独立した表示部を有し、表示部の形状が略平盤状の板体(薄型直方体を含む)であるのもの。床置き及び路面設置が推認される場合はF5-101へ。
- 電光表示盤等、表示部に光源を内蔵しているものを含む。



分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

- 一組の6面図には板体表示部が表されていて、参考図等で脚台部が表されている場合は、F5-100ABを優先付与する。



このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはAB(表示部のみ板体型)を優先的に付与する。
AA	全体形状体型	
	過去に分類した物品の名称	

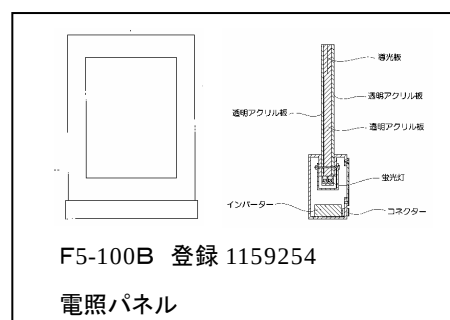
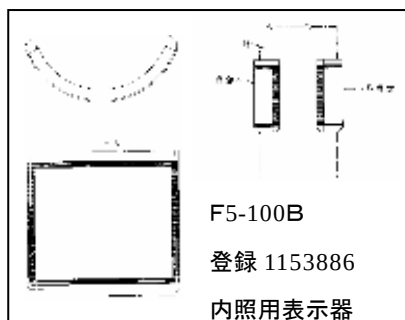
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-100	B	電光式

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5－10	一	広告用具及び表示用具
F5－10B	一	広告用具及び表示用具(建造物取付型)
F5－10C	一	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)より、全体形状板体型
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7－62代	データ表示機	

定義(図例必須)

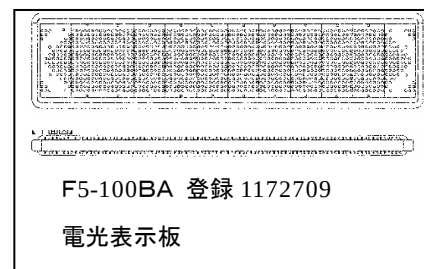
○F5-100のうち、表示部に光源を内蔵しているもの。

○主として蛍光灯やエレクトロルミネッセンスシート等バックライト、光源を備えた表示部があるもの。



分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

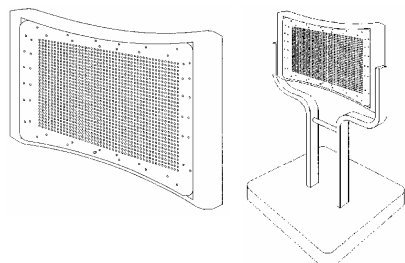
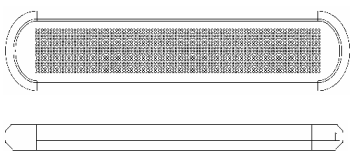
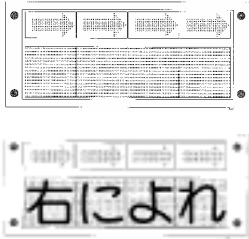
○F5-100BA(発光ダイオード等ドットマトリクス型)に
該当しないもの。



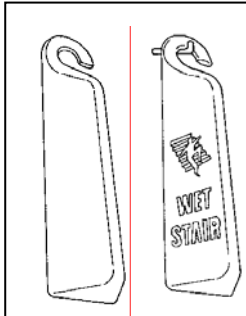
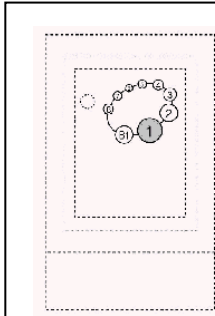
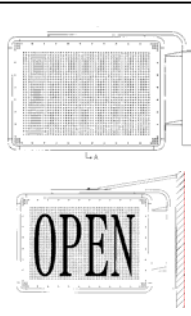
このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を優先的に 付与する。
BA	ドットマトリクス型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-100	BA	電光式、ドットマトリクス型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－10	－	広告用具及び表示用具	
F5－10B	－	広告用具及び表示用具(建造物取付型)	
F5－10C	－	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)より、全体形状板体型	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
H1－48		表示管等。表示盤。	
H1－75		発光ダイオード等。	
H1－76		電球等。	
定義(図例必須)			
○F5－100のうち、全体形状が板体型で表示部に光源を有しており、かつその光源が発光ダイオード等ドットマトリクス状のもの。			
○一組の6面図に脚台部が表されているものは、F5－101BAへ。			
 F5-100BA 登録 1107939 電光表示器  F5-100BA 登録 1168763 電光表示器  F5-100BA 登録 1154832 電光表示器			
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
○表示部が発光ダイオード等以外、すなわち蛍光灯などから成るものは、F5－100B(電光式)を付与する。			
 F5-100B 登録 1169269 レスリング競技用データ入出力表示器			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
○F5－100Bに優先する(複数付与しない)。			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には	
B	電光式		
		を付与する。	
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-100	C	具体的表示有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-10	—	広告用具及び表示用具
F5-10B	—	広告用具及び表示用具 (建造物取付型)
F5-10C	—	広告用具及び表示用具 (床置型及び路面設置型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義 (図例必須)		
○F5-100のうち、ピクトグラム等具体的表示が表されているもの。 ○蛍光灯等によるバックライト、液晶表示、発光ダイオードによる表示を含む。		
 F5-100B 登録 1122127 つり下げ標 識	 F 5-100 B 登録 1169043 エレベータ 用表示器	 F 5-100 B 登録 1153037 電 光 表 示 器
分類付与運用メモ (他のDタームとの関係、含まれない物品など)		
○一組の6面図に表現されていなくても、参考図等で表現されていれば付与する。 ○但し、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を優先的に 付与する。
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-101	広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-10C	一	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)のうち、全体形状板体のものを除く	

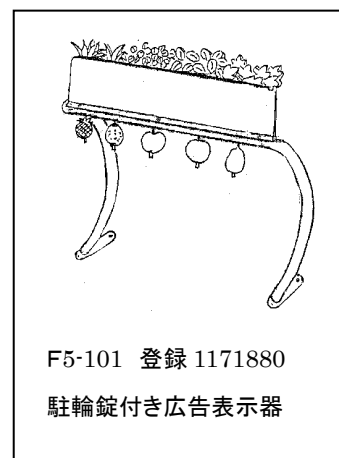
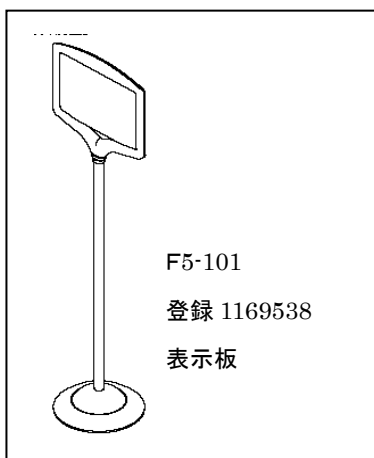
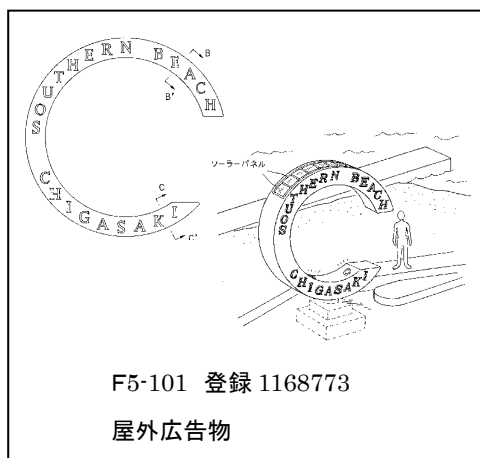
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C3-3700	ごみ箱
D3-4200	庭園灯
D3-430	門灯
H7-6242	パネル型データ表示機
H7-720	表示機付き電子計算機等
J6-400	交通安全用機器
L3-532	道路用移動さく
L3-592	塀、さく等支柱

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
道路標識	広告器	電光表示盤
駅名表示器	スコアボード	広告板
広告灯		

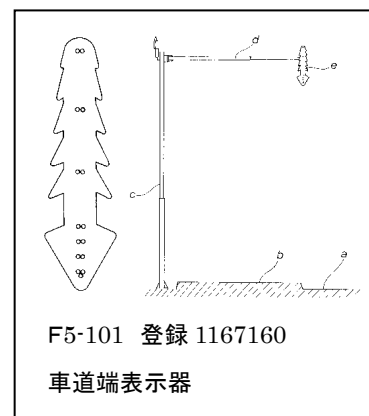
定義

- 広告具及び表示用具のうち、床に置か、又は下部(脚台部)を路面に埋設して設置するものを分類する。
- 下位分類に該当しないもの。
- 主として、脚部・台座部を有する表示具を分類する。設置状態において路面と面一になるものは、F5-100へ。
- 全体形状が板体のものを除く(F5-100、F5-100AAへ)
- 表示部のない支持部のみはF5-190へ、枠材はF5-191へ。

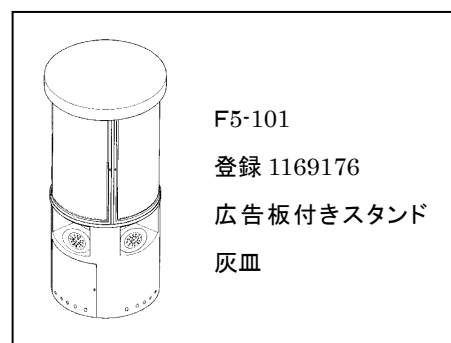


分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

- 一組の6面図で脚部等が表されていればこの分類だが、参考図等で脚部が表され、床置き及び路面設置の可能性が疑われる場合はF5-100ABへ。
 ただし、車道端表示器の表示部のみは、F5-101とする
 (F5-190:部品及び付属品へは分類しない)。
 なお、支柱を含めた車道端表示器もF5-101とする)。



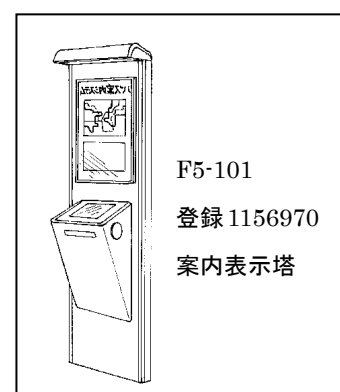
- 広告板付き灰皿は、広告器としての用途・視覚的印象が強いので物品名にこだわらず、この分類(F5-101)へ。
 B6(喫煙具)には分類しない。


< データ表示機について：H7-624台との関係 >

- データ表示機のうち、公共の場で使用され、不特定多数の者に対し広告、情報を一方的に表示するものをF5に分類する。
 ○一時的に特定の者に対し占有状態で使用される状態があったとしても、それ以外の状態において上記の性格を強く有するものはF5に分類する。

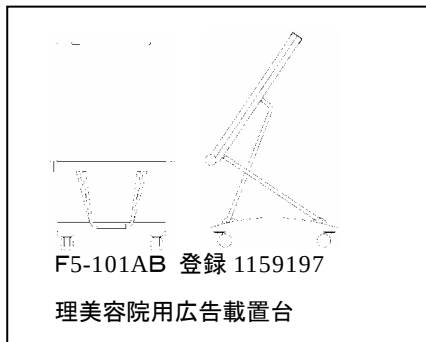
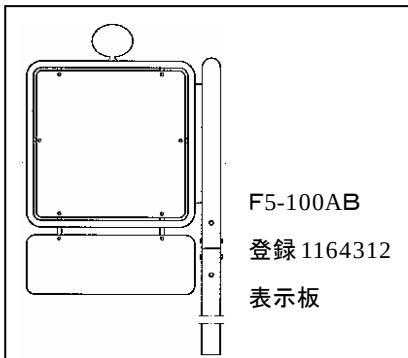
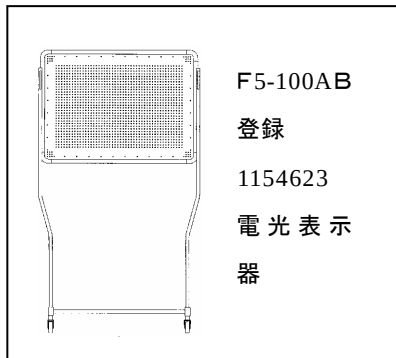
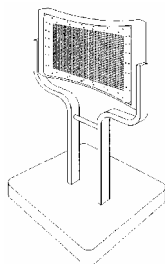
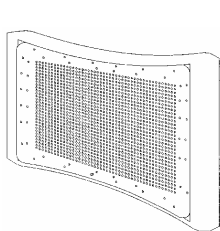
< 情報表示機について：H7-72台との関係 >

- その物品と利用者が一対一で対面して利用される場合は、F5-10台の特定の相手がないという定義と異なると考えられるのでH7-720台に分類する。
 ○その物品が利用者を特定せずに同時に多数の人を対象に情報を一方的に流すようなものは、広告器としての性格を強く有するのでF5-10台に分類する。
 ○表示内容が変化しない仕組みの物、表示部に地図などが描かれ操作部のボタンを押すことであらかじめ地図に埋め込まれた電球等が点灯するような仕組みの案内情報表示器などは従来通りF5-10台に分類する。



過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-101	AB	表示部のみ板体型

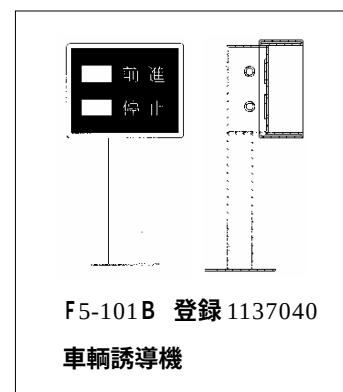
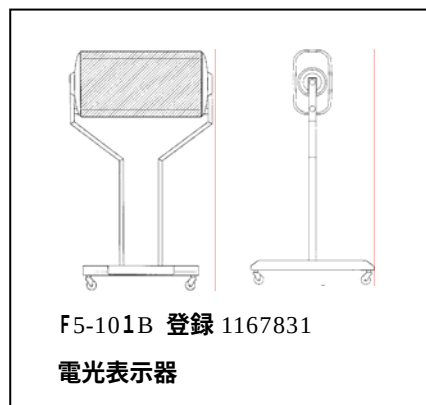
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5－10C	－	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)より、全体形状板体型を除く
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7－6242	パネル型データ表示機	
H7－720	表示機付き電子計算機等。情報提供端末機	
J6－40	交通安全機器	
定義(図例必須)		
○F5－101のうち、表示部のみが板体のもの。 ○主として板状表示部に、枠や脚台などの支持部材が配されているもの。 ○電光表示盤等、表示部に光源を内蔵しているものを含む。		
 F5-101AB 登録 1159197 理美容院用広告載置台  F5-100AB 登録 1164312 表示板  F5-100AB 登録 1154623 電 光 表 示 器		
分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)		
○一組の6面図には板体表示部が表されていて、参考図等で脚台部が表されている場合は、F5－100ABを付与する。		
 F5-100AB 登録 11079 電光表示器		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはを優先的に付与する。
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-101	B	電光式

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-10C	一	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)より、全体形状板体型を除く
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H1-48	表示盤。表示管等	
H1-75	発光ダイオード等。	
H1-76	電球等	
H7-6242	パネル型データ表示機	
H7-720	表示機付き電子計算機等。情報提供端末機	
J6-40	交通安全機器	

定義 (図例必須)

- F5-101のうち、表示部に光源を内蔵しているもの。
- 主として蛍光灯等バックライトによる表示部を有するもの。

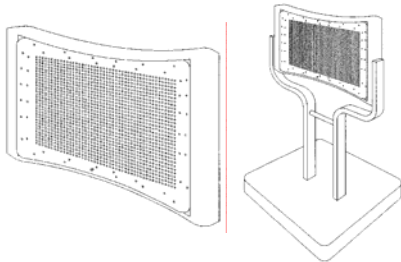
**< 情報表示機について：H7-720代との関係 >**

- その物品と利用者が一対一で対面して利用される場合は、F5-10代の特定の相手がないという定義と異なると考えられるのでH7-720代に分類する。
- その物品が利用者を特定せずに同時に多数の人を対象に情報を一方的に流すようなものは、広告器としての性格を強く有するのでF5-10代に分類する。
- 表示内容が変化しない仕組みの物、表示部に地図などが描かれ操作部のボタンを押すことであらかじめ地図に埋め込まれた電球等が点灯するような仕組みの案内情報表示器などは従来通りF5-10代に分類する。



分類付与運用メモ (他のDタームとの関係、含まれない物品など)

○一組の6面図には板体表示部が表されていて、参考図等で脚台部が表されている場合は、F5-100ABを優先付与する。



F5-100AB

登録 11079

電光表示器

○F5-101に分類される表示器で、表示部が発光ダイオード等から成るものは、F5-101BA (発光ダイオード等ドットマトリクス型) を優先付与する。F5-101Bへは、F5-101BA以外を分類する。

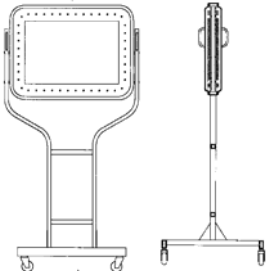
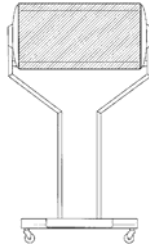


F5-101BA 登録 1154623

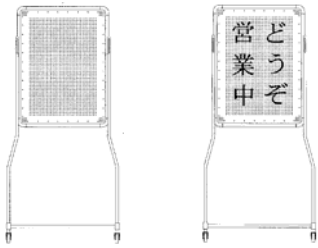
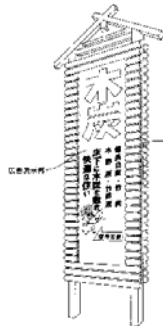
電光表示器

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはを優先的に付与する。
BA	発光ダイオード等ドットマトリクス型	
過去に分類した物品の名称		
電光表示器		

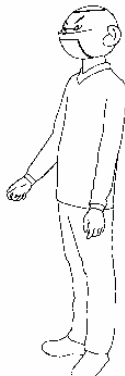
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-101	BA	電光式、ドットマトリクス型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-10C	一	広告用具及び表示用具 (床置型及び路面設置型) より、全体形状板体型を除く	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
H1-48		表示盤。表示管等	
H1-75		発光ダイオード等。	
H1-76		電球等	
J6-40		交通安全機器	
定義 (図例必須)			
○F5-101のうち、表示部に光源を有しており、その光源が発光ダイオード等ドットマトリクス状のもの。 ○全体形状が板体のものは、F5-100BAへ。 ○発光ダイオード単体および複数集合体で、表示器の光源となっているもの (内部部品) はH1-48台もしくはH1-75へ。 F5-190には分類しない。 ○発光部が点灯・消灯のみのものはJ6-40 (交通安全機器) へ。ただし、点灯・消灯のみでもその集合体が図形等を表していれば「表示」とし、F5-10台へ分類する。			
			
F5-101BA 登録 1107364 電光表示器		F5-101BA 登録 1077664 電光表示盤	
			
		F5-101BA 登録 1154623 電光表示器	
他のDタームとの関係 (付与しない意匠)			
○ F5-101BAはF5-101Bに優先する。			
		F5-101B 登録 1167831 電光表示器	
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
○F5-101BAはBに優先する (複数付与しない)。			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
B	電光式		
			を付与する。
過去に分類した物品の名称			

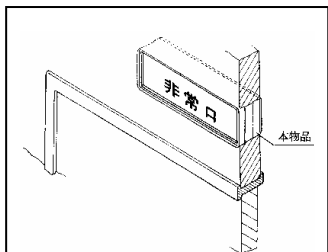
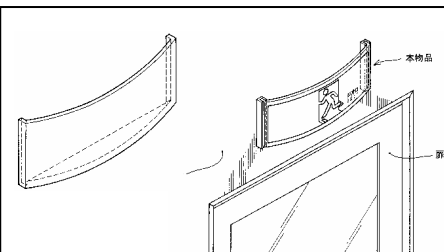
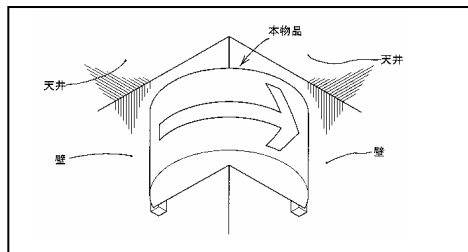
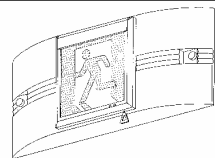
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-101	C	具体的表示有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－10C	一	広告用具及び表示用具 (床置型及び路面設置型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H7－6242	パネル型データ表示機		
H7－720	表示機付き電子計算機等。情報提供端末機		
J6－40	交通安全機器		
定義 (図例必須)			
○F5－101のうち、ピクトグラム等具体的表示が表されているもの。			
○蛍光灯等によるバックライト、液晶表示、発光ダイオードによる表示を含む。			
 F5-101C 登録 1154623 電光表示器  F5-101C 登録 1140006 野 立て 看 板用枠材  F 5-101 C 登録 1144949 床面等載 置用表示 板			
分類付与運用メモ (他のDタームとの関係、含まれない物品など)			
○一組の6面図に表現されていなくても、参考図等で表現されていれば付与する。			
○但し、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはを優先的に付与する。
過去に分類した物品の名称			

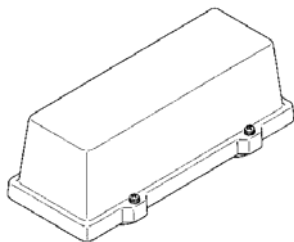
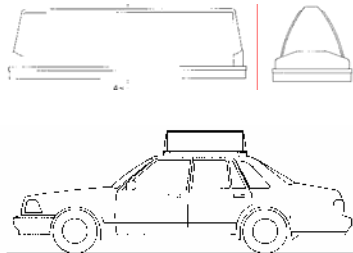
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-102	広告用具及び表示具(生物型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－10A	全	広告用具及び表示用具（生物型）	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
道路標識	広告器	電光表示盤	
駅名表示器	スコアボード	広告板	
広告灯			
定義			
○表示器のうち、主として広告具として客を引きつけるために人、動物、魚等生物を形どって創作されたものを分類する。			
○F5－100～101に優先する。アドバルーンは生物型であってもF5－00を優先する。			
○「生物」にはマスコット等、キャラクターを含む。			
  F5-102 登録 1154771 ぬいぐるみ付き広告物			
 F5-102 登録 1138963 広告用人形			
 F5-102 登録 1108352 広告板			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			

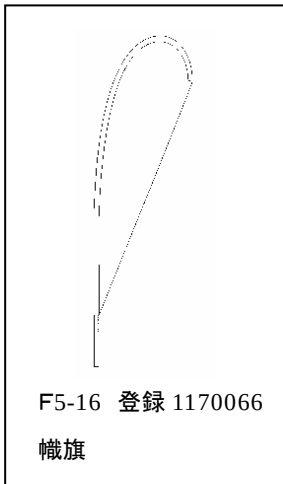
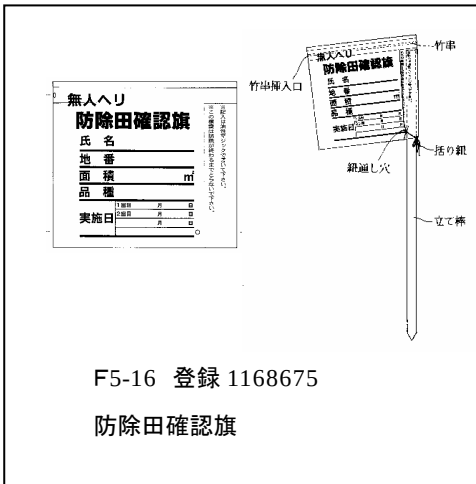
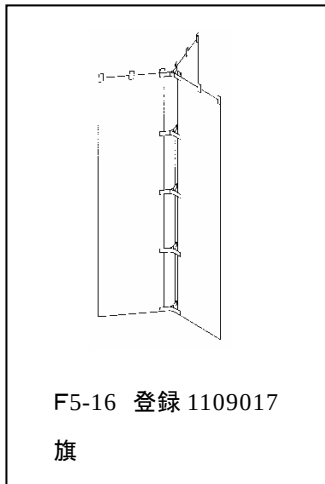
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-14	非常口表示器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5－10B	一	広告用具及び表示用具（建造物取り付け型）。非常口表示器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
D3－3200	壁灯	
D3－3210	壁じかけ灯。足元灯	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
非常口表示器		
定義		
○表示器のうち、その内容表示として非常口を示すもの。 ○主として建造物の内部（壁面・天井面・床面）、外壁及び路面に取り付けられる表示器。 ○光源の内蔵を問わない。吊り下げ用等支持具の有無を問わない。 ○表示部の「非常口」やその内容を示すピクトグラム等をもって「非常口表示」とする。		
		
F5-14 登録 1170383 壁用表示器	F5-14 登録 1125158 非常口表示器	F5-14 登録 1125157 非常口表示器
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
○一組の6面図以外の参考図等に非常口表示が表されていた場合、F5－100C（広告用具及び表示具・具体的表示あり）に優先して、F5－14を付与する。 ○物品名が「廊下灯」等であっても、具体的表示を目的として光源を用いたものであれば、F5に分類する。		
F5-14 登録 1137495 誘導灯		
過去に分類した物品の名称		

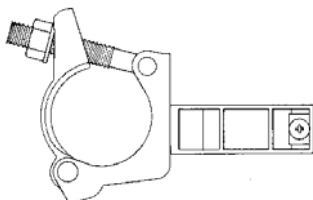
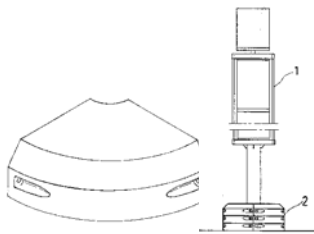
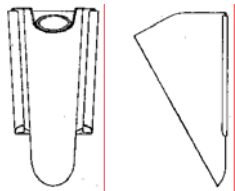
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-15	自動車用標識灯

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5－11	全	自動車用標識灯
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
G2－2971	自動車用前照灯	
G2－2971A	自動車用前照灯（露出型）	
J6－01A	保安用警告灯（車載型）	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
自動車用標識灯		
定義		
○通常タクシーの車体上部に設置して使用する自動車用標識灯。社名表示用灯具。 ○タクシー屋上灯のみに限定する。 ・車内の人向けの表示器、タクシーメーター等はJ1－3110へ。 ・車内から車外に向けて表示する標識・表示器等は、F5－10代へ。 ・車体外周部から車外へ向けて表示する、例えばバスの車体に取り付ける「乗降中」等の表示は、F5－10代へ。		
 F5-15 登録 1167332 自動車用表示灯  F5-15 登録 1139248 自動車用表示灯  F5-15 登録 1176569 自動車用広告灯		
分類付与運用メモ（他の意匠分類との関係、含まれない物品など）		
○自動車等の車体内外に設置して、停止あるいは右左折等を表示するための灯具「自動車用表示灯」は、G2－298（自動車用前照灯）、G2－2981（自動車用前照灯・露出型）に分類する。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-16	旗

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-13	全	旗	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
旗	手旗	旗のぼり	
三角旗	ペナント		
定義			
○信号用旗及び国旗、社旗等を分類する。			
○旗用支柱はF5-190(広告用具及び表示用具部品及び付属品)に分類する。			
 F5-16 登録 1170066 幟旗  F5-16 登録 1168675 防除田確認旗  F5-16 登録 1109017 旗			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○鯉のぼりはC2-1533へ。			
過去に分類した物品の名称			
旗	幟旗		

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-190	広告用具及び表示用具部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－190	全	表示用具部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C2－29	壁掛け等部品及び付属品		
C3－79	物干し用具部品及び付属品		
F2－61	事務用つり下げ具		
H1－48	表示管等。表示盤。		
H1－75	発光ダイオード等。		
H1－76	電球等。		
J6－49	交通安全用機器部品及び付属品		
K3－12892	ビニールハウス用枠連結具		
L1－1900	足場部品及び付属品		
L3－5970	門、塀、さく等金具、金物		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
広告器用台	表示器用支柱	旗用支柱	
旗ざお			
定義			
○広告用具及び表示用具に関する部品及び付属品全般を分類する。			
○電光式表示器のバックライト、電光掲示板の発光ダイオードのマトリックス盤等は除く（H1－75へ）。			
 F5-190 登録 1170402 標識灯取付具  F5-190 登録 1169212 立設物保持用重り  F5-190 登録 1168766 旗ざお支持具			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
<支柱起立台について：C3－79との関係>			
・用途が物干し台用と広告・表示用の両方にまたがる物については当面F5－190を優先する。			
・用途が物干し台用に限定される物は従来通りC3－79に分類する。			
・用途が広告・表示に限定される物は従来通りF5－190に分類する。			
<交通安全用機器部品および付属品について：J6－49との関係>			
・用途が、表示器用と交通安全機器用の両方にまたがるものについては、F5－190を優先する。			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-191	表示用具用枠材

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-191	全	表示器用枠材	

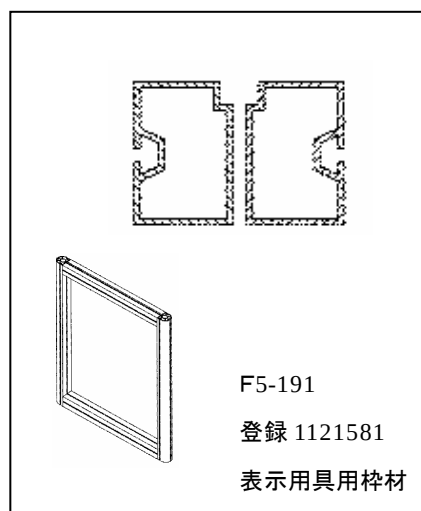
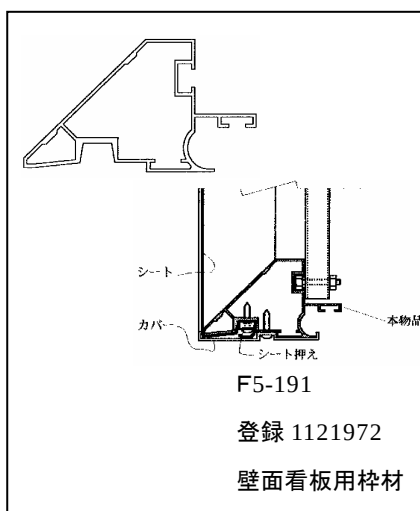
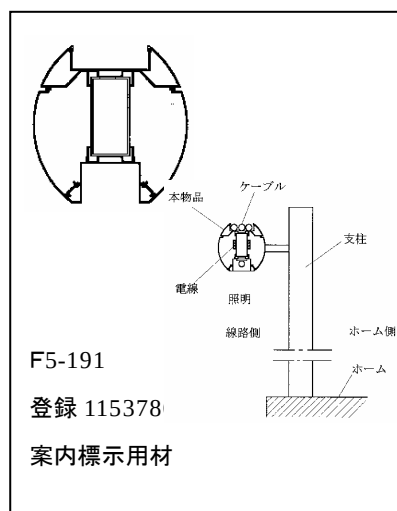
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C2-22	額縁
D9-111	家具用縁等
L7-10	建築用構造材、枠材
L7-20	建具用枠材

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
表示器用枠材		

定義

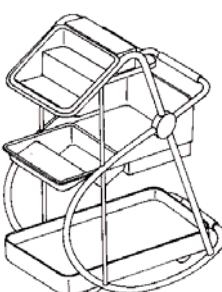
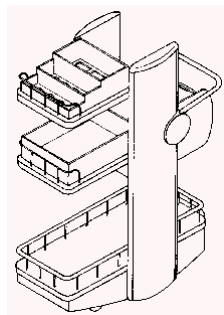
- 主として表示器の表示部を支持するのに使用される枠材を分類する。
 ○棒状および板状の長尺材のみで、支柱と枠材を兼ねているものを含む。



分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)
○支柱はF5-190。

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-20	商品陳列用具等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－20	全	商品陳列用具等	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D6－56	サービスワゴン等。ワゴンテーブル、サービスワゴン		
C6－51台	冷蔵庫等 他		
C6－5112	冷蔵庫 (棚付き)		
G2－500	運搬車		
G2－57	配膳車		
J5－1000AC	自動販売機商品陳列型		
L3－24	組み立て店舗		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列台		売場台	商品陳列用具
定義			
○商品を販売・陳列する際に使用される用具であって、下位に該当分類がないもの。 ○専ら店員が使用するものは含まない (例えばレストランの厨房用具、レジスター等)。 ○商品の販売・陳列専用でないものは除く。 ○販売用の用途的特徴が顕著に現れていることを原則とする。陳列用具とは言い難いものを含む。			
 F5-20 登録 1125502 号 ワゴン付きクッキングテーブル  F5-20 登録 1117421 号 移動販売用手押しワゴン  F5-20 登録 1117422 号 移動販売用手押しワゴン			

分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

●〈生けす〉との関係

業務用であるかないかは問わず、中の魚を鑑賞することが第一目的の水槽はE0とする。具体的には、全面又は一部の面が透明ガラス又は樹脂板等でできているものである。

●「移動販売用手押しワゴン」について→D6-56 (ワゴンテーブル等)、G2-500 (運搬車) との関係

物品名に「販売用」と明示、または使用目的にその旨が説明されている場合は、用途分類の定義に沿って、F5-2台に分類し、F5-20に集める。ただし、形態に関しては、他分野との共通性を有するため、クロスサーチに注意することとする。

●サービスワゴンはD6-56、保温庫または保冷库付きのサービスワゴンのうち、保温・保冷が主用途のものはC6-51台に、車内販売用等の商品陳列が主用途のものはF5-20に分類する。

●家具 (D6-0~60, D7-1台, D9) との関係について

物品名等で商品の展示・販売専用であることが示唆されていれば、F5-2台に分類する。特に明示されていなければ、D6-0~60, D7-1台, D9へ。ただし、再掲載分類に相当する物品は除く。

＜F5-2台 (商品陳列用具) に相当する物品でD6台、D7台、D9台に再掲載となっているもの＞

衣料品陳列用具 (床置き衣服ハンガーつり下げ型) → D6-5030 (衣類掛け台等)

販売用具用戸当たり → D9-17 (家具用戸当たり)

販売用具縁 → D9-111 (家具用縁等)

商品陳列ケース用上枠 → D9-110 (家具用支柱・枠等)

商品陳列ケース用下枠 → D9-110 (家具用支柱・枠等)

商品陳列ケース用縦枠 → D9-110 (家具用支柱・枠等)

商品陳列ケース用レール → D9-110 (家具用支柱・枠等)

商品陳列棚用構成部材 → D9-12 (家具用板)

商品陳列棚用支柱 → D9-110 (家具用支柱・枠等)

商品陳列棚用棚板 → D9-12 (家具用板)

商品陳列棚用棚受け具 → D9-161 (家具等棚受け具)

商品陳列用具構成材連結具 → D9-162 (家具等構成部材相互連結具)

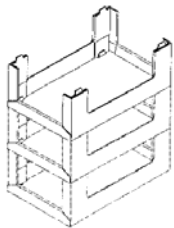
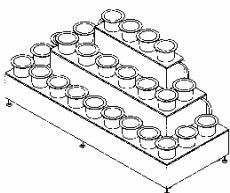
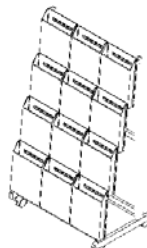
●組立て店舗 (L3-24) との関係について

屋台状 (家を模した台状) のものを含め、取付け用の販売台および販売陳列用のワゴン等はF5-20へ。ただし、人が中に入って販売できるものは組立て店舗 (L3-24) へ。

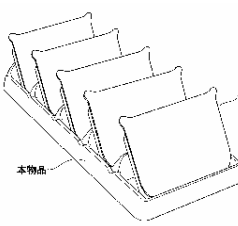
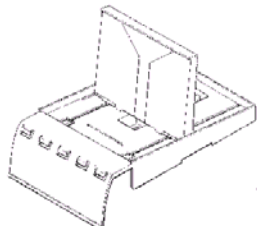
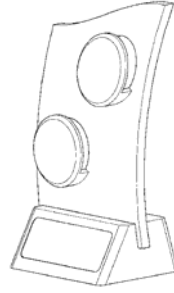
過去に分類した物品の名称

販売用台車	試食品陳列台	

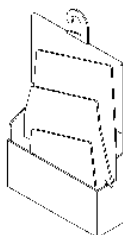
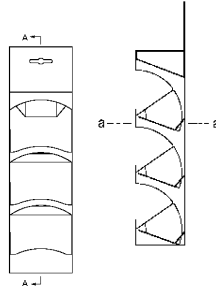
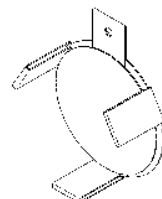
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-210	商品陳列用具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
F5-210		全	商品陳列用具		
参考分類・参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
C2-191		置物ケース			
D6-53		壁取り付け棚			
D7-140		テーブル、机、カウンター			
D6-510		収納棚、載置台			
D6-510DB、DC		収納棚 (斜め状棚あり)、(かご状棚あり)			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる物品					
売場台		商品陳列台		商品陳列用具	
定義					
○商品を販売するための陳列専用器具であって下位に該当分類のないもの。 ○見本を展示するための、展示台を含む。					
F5-210 登録 1172151 号 陳列台  F5-210 登録 1165521 切花陳列器  F5-210 登録 1165421 号 パンフレット用スタンド 					
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)					
○車輛荷台設置型の展示台は、車輛用特殊部品として、G2-2910かG2-2914に含まれる。 ○パンフレットスタンド、パンフレット立ては、F5-210にまとめる。 ○単一かごの場合 (F5-2105:商品陳列かご)、床置きでないもの (フック等で棚に固定するものなど) は F5-210に。 ○ボトルの積み重ね型陳列台を含む。この場合、包装用枠 (F4-91100) との関係に注意。 ●F5-210台とF4-30~31 (包装用台紙) & F4-924 (包装用つり下げ具) との関係について 商品陳列用具 (F5-210台) とは、商品を補充して、繰り返し使用される設備品であって、商品に付帯したままの状態の販売されるものは含まないし、陳列した商品完売の際には破棄されるものも含まない。 具体的には、 ① 商品を補充して使用するもの ①-A:商品保持部が切れ込み程度のも、または浅い凹状のも。→F4-30~31 ①-B:商品保持部が金具型、袋型等のもの。→F5-2台 ② 商品の宣伝陳列のための設備具として、陳列する商品を逐次交換して使用するもの。→F5-2台 ③ 商品を保持するもののうち、商品に付帯したままの状態の商品販売が行われるもの。→F4の各分類へ。 ④ 陳列した商品完売の際には破棄する、商品の綴じつけ用、または貼着用の台紙。→F4-30~31					
過去に分類した物品の名称					
食品陳列皿		自転車陳列台		電気かみそり陳列台	

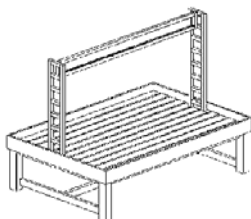
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2101	商品陳列用具 (卓上型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-210A	全	商品陳列用具 (卓上型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C0-13	小物保持具		
F2-73131	カード立て等。カード立て、メニュー立て、ちらし立て具、プライスカード立て、席札立て、ネームプレート取り付け板		
F2-7232	事務用品整理皿		
F4-7代	包装用容器		
F4-72	包装用容器 (吊り下げ型)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列台			
定義			
○商品陳列用具のうち、主として卓上に置いて使用するもの。			
 F5-2101 登録 1166191 号 飲食用容器保持具  F5-2101 登録 1164562 号 商品展示台  F5-2101 登録 115672 号 棚取り付け用コンパクト ディスクケース陳列台  登録 1150982 号 ヘッドホン用商品陳列台			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○透明板を介して商品を完全に覆ってしまう箱体状のものは、F5-221「商品陳列ケース (卓上型)」へ。 物品名が「陳列ケース」であっても、透明板を介していなければF5-2101に。			
●F5-210代とF4-30～31 (包装用台紙) & F4-924 (包装用つり下げ具) との関係について 商品陳列用具 (F5-210代) とは、商品を補充して、繰り返し使用される設備品であって、商品に付帯したままの状態の販売されるものは含まないし、陳列した商品完売の際には破棄されるものも含まない。 具体的には、			
① 商品を補充して使用するもの			
①-A: 商品保持部が切れ込み程度のもの、または浅い凹状のもの。→F4-30～31			
①-B: 商品保持部が金具型、袋型等のもの。→F5-2代			
② 商品の宣伝陳列のための設備具として、陳列する商品を逐次交換して使用するもの。→F5-2代			
③ 商品を保持するもののうち、商品に付帯したままの状態の商品販売が行われるもの。→F4の各分類へ。			
④ 陳列した商品完売の際には破棄する、商品の綴じつけ用、または貼着用の台紙。→F4-30～31			
過去に分類した物品の名称			
陳列用皿			

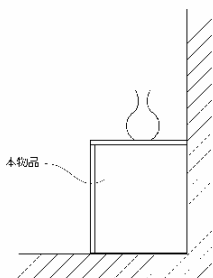
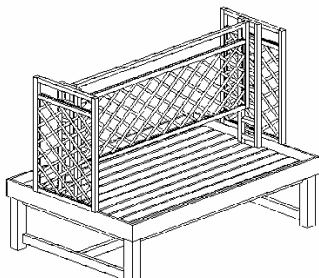
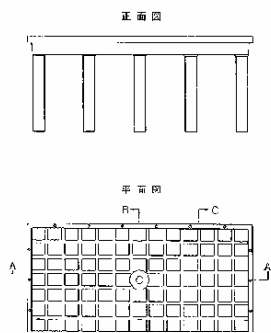
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2102	商品陳列用具 (つり下げ型)

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
F5-210B		全	商品陳列用具 (吊り下げ型)		
参考分類・参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
D6-11		衣類つり下げ具。衣料用ハンガー、スカートハンガー、ズボンハンガー、ネクタイハンガー			
F4-31		フック付き包装用台紙			
F4-924		包装用つり下げ具			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる物品					
陳列用商品つり下げ具					
定義					
○本体上部につり下げ構造を有する陳列具。 ○平板なハンガーはD6に。商品を陳列するための陳列専門用具で、下位に該当分類のないもの。商品陳列以外に共用できるものは除く。					
F5-2102 登録 1149852 陳列用商品つり下げ具 		F5-2102 登録 1135604 紙製陳列箱 		F5-2102 登録 1119876 商品吊下陳列具 	
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)					
○F5-2102 (商品陳列用具・つり下げ型) は、繰り返し使用するもの → 商品、容器と共に売られるものは、F4-924 (包装用つり下げ具) へ。 ●F5-210代とF4-30～31 (包装用台紙) & F4-924 (包装用つり下げ具) との関係について 商品陳列用具 (F5-210代) とは、商品を補充して、繰り返し使用される設備品であって、商品に付帯したままの状態で販売されるものは含まないし、陳列した商品完売の際には破棄されるものも含まない。 具体的には、 ① 商品を補充して使用するもの ①-A: 商品保持部が切れ込み程度のもの、または浅い凹状のもの。→F4-30～31 ①-B: 商品保持部が金具型、袋型等のもの。→F5-2代 ② 商品の宣伝陳列のための設備具として、陳列する商品を逐次交換して使用するもの。→F5-2代 ③ 商品を保持するもののうち、商品に付帯したままの状態の商品販売が行われるもの。→F4の各分類へ。 ④ 陳列した商品完売の際には破棄する、商品の綴じつけ用、または貼着用の台紙。→F4-30～31					
過去に分類した物品の名称					
陳列用ハンガー					

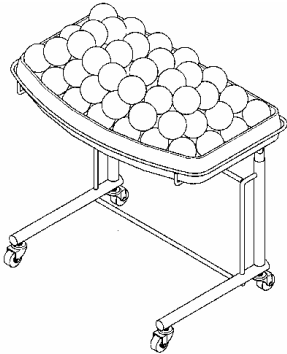
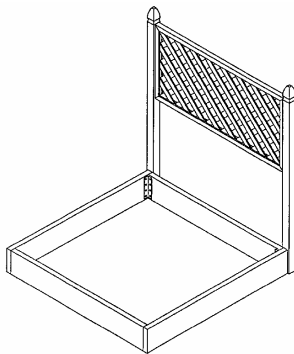
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2103	商品陳列用具 (床置載置台型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-210C	全	商品陳列用具 (床置き陳列面単一台型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D7-10	テーブル、机、カウンター等		
D6-56	サービスワゴン等。ワゴンテーブル、サービスワゴン		
D6-510	収納棚、載置台		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列台		売場台	
定義			
○床置きで、上面が陳列部になっているもの。 ○陳列面が単一であること。陳列面の傾斜が極端なものは含まない。 ○屋根付きワゴン型含む。ただし、サービスワゴン状 (屋根の有無は問わない) で商品陳列用の食品保温保冷機能のあるものはF5-20へ。			
			
F5-2103 登録 1105408 商品陳列台		F5-2103 登録 1148265 商品陳列台	F5-2103 登録 1148687 号 食材詰め用容器スタンド
			
		F5-2103 登録 1153338 号 商品陳列棚	
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○家具 (D7-5代、D7-1代) との関係について 基本的に、物品名等で商品展示・販売を目的としている台であることが示唆されていれば、F5-2103へ。また、汎用が推認される物品名であっても、形状等から商品陳列目的であることが明らかであれば、F5-2103へ。			
過去に分類した物品の名称			
食材詰め用容器スタンド			

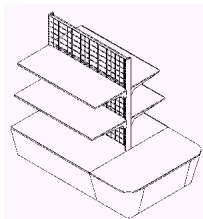
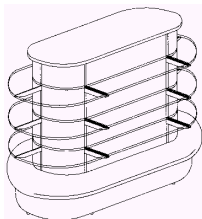
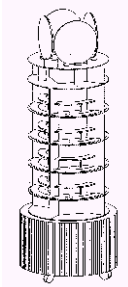
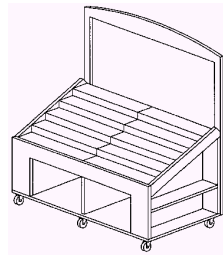
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-2103	AA	家具調型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－210C	一	商品陳列用具(床置き陳列面単一台型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
定義(図例必須)			
○商品陳列用具(床置載置台型)のうち、陳列面が平面(傾斜なし)で、全体形状が机やテーブルのような脚付きの家具状のもの。ワゴン型含む。			
○全体形状が略直方体状のもの。筐体状、引きだし付き、キャスター付きも可。			
F5-2103AA 登録 1138991	F5-2103AA 登録 1103560	F5-2103AA 登録 1041707	
展示台	商品展示台	載置台	
			
分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)			
○家具(D7－5台、D7－1台)との関係について			
基本的に、物品名等で商品展示・販売を目的としている台であることが示唆されていれば、F5－2103へ。また、汎用が推認される物品名であっても、形状等から商品陳列目的であることが明らかであれば、F5－2103へ。			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。	
過去に分類した物品の名称			

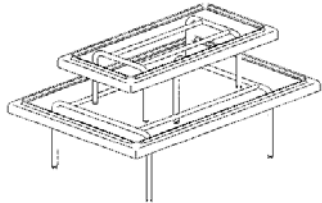
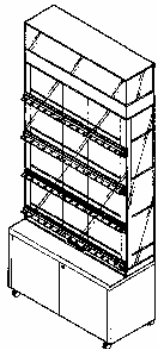
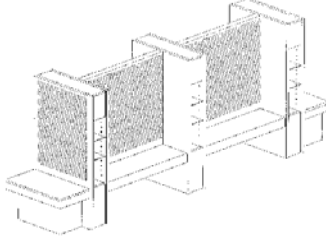
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-2103	AB	陳列面凹型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-210C	一	商品陳列用具(床置き陳列面単一台型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
○商品陳列用具(床置載置台型)のうち、陳列面が単一かつ凹状で(傾斜含む)のもの。 ○脚部の有無を問わない。全体形状(筐体状、テーブル状、曲面多用、背面板の有無等)は問わない。 ○ワゴンテーブル状含む。 ○単一凹状陳列面であっても、陳列面がパイプなどによる網かごの場合は、F5-2105(商品陳列かご)へ。		
F5-2103AB 登録 1148265 商品陳列台	F5-2103AB 登録 1153337 商品陳列棚	F5-2103AB 登録 1069339 商品展示用載置台
		
分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)		
○家具(D7-5台、D7-1台)との関係について 基本的に、物品名等で商品展示・販売を目的としている台であることが示唆されていれば、F5-2103へ。また、汎用が推認される物品名であっても、形状等から商品陳列目的であることが明らかであれば、F5-2103へ。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		

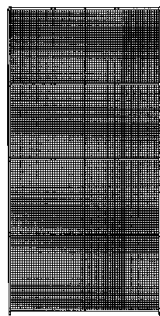
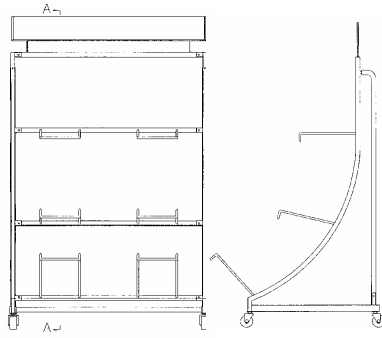
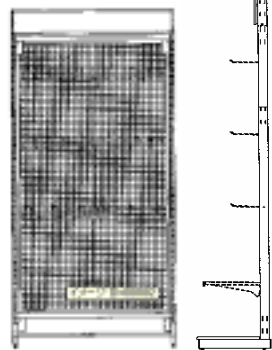
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2104	商品陳列用具(床置棚型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-210D	全	商品陳列用具(床置棚型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D6-510	収納棚		
G2-500	運搬車		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列棚			
定義			
○床置きで、陳列面が平面であって(斜面も可)、上下に複数段連設されているもの。階段状のものも含む。 ○前後の有無、陳列面の形状(円形、変形等)は問わない。			
			
			
F5-2104 登録 1143030 号 商品陳列棚	F5-2104 登録 1149126 号 什器	F5-2104 登録 1169308 号 商品陳列棚	F5-2104 登録 1103330 号 商品陳列棚
F5-2104 登録 1165756 号 商品陳列台			
○キャスター付きも可。			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○パンフレットラックは、多段状であってもF5-210に集める。 ○タイヤ陳列用の棚は、形状によってG2-500(運搬車)と各件ごとに検討を要す(特にキャスター付きのもの)。基本的に、通常使用時における物品の態様において判断する。静止状態での陳列を主目的とし、必要に応じて移動・運搬に対応するものならF5-2104へ。通常運搬車として使用し、不使用時は収納・格納されるようなものならG2-500へ。			
過去に分類した物品の名称			

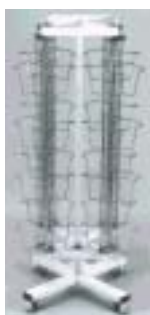
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-2104	AA	家具調型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-210D	一	商品陳列用具 (床置棚型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義 (図例必須)		
○商品陳列用具 (床置棚型) のうち、陳列面が複数あり、全体形状が棚付き机や棚付きテーブルのような家具状のもの。 ○全体形状が略直方体状のもの含む。筐体状、引きだし付きも可。 ○キャスター付きも可。		
F5-2104AA 登録 1134273 商品陳列台 	F5-2104AA 登録 1220643 商品陳列ケース 	F2-2104AA 登録 1134270 商品陳列棚 
分類付与運用メモ (他のDタームとの関係、含まれない物品など)		
○背面がパイプによる網状で棚板 (板状・パイプ網状は問わない。) 付きの陳列棚は、DタームのF5-2104AC (支柱パイプ型) を優先して付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはAC (支柱パイプ型) を優先的に付与する。
AC	支柱パイプ型	
過去に分類した物品の名称		

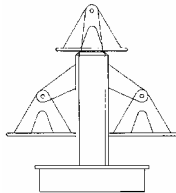
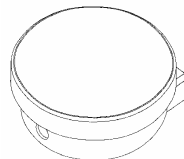
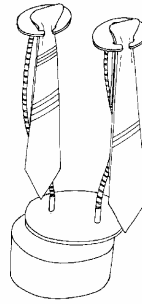
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-2104	AC	支柱パイプ型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-210D	全	商品陳列用具(床置棚型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D6-510B	収納棚(フレーム構成)		
G2-500	運搬車		
定義(図例必須)			
○商品陳列用具(床置棚型)のうち、陳列面が複数あり、支柱がパイプによるもの。 ○前後のあるもの(背面側が垂直)は背面がパイプ網状のものも含む。 ○棚板は板状・パイプ網状を問わない。 ○キャスター付きも可。			
F5-2104AC 登録 商品陳列棚  F5-2104AC 登録 陳列棚  F2-2104AC 登録 商品陳列棚  F5-2104AC 登録 1143030 商品陳列棚 			
分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)			
○陳列面が網かご状であれば、F5-2105(商品陳列かご)へ。 ○タイヤ陳列用の棚は、形状によってG2-500(運搬車)と各件ごとに検討を要す(特にキャスター付きのもの)。基本的に、通常使用時における物品の態様において判断する。静止状態での陳列を主目的とし、必要に応じて移動・運搬に対応するものならF5-2104へ。通常運搬車として使用し、不使用時は収納・格納されるようなものならG2-500へ。			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはAC(支柱パイプ型)を優先的に付与する。
AA	家具調型		
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2105	商品陳列かご

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-210E	全	商品陳列用具(床置かご型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D6-441	収納かご		
D6-510DC	収納棚(かご状, 棧状容器状棚あり)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列かご			
定義			
○かごとは、網目状の面構成をもち、(ワイヤーによる単純な枠を含む)、内部にものを収納できる凹型形状をいう ○床置きの商品陳列用具で網状のかごが単一あるいは複数連設されているもの。 ○商品陳列面が同心円上のラック型も含む。ただし、一面多段状のパンフレットラックはF5-210へあつめる。ラック型の場合、掛け具付きのものも含む。 ○単一かごの場合、床に直接置くもの。床置きでないものは、F5-210へ。			
 F5-2105 登録 1166471 ワゴン  F5-2105 登録 117188 商品陳列具  F5-2105 登録 1171187 商品陳列具  F5-2105 登録 1150460 商品陳列棚			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○F5-2103AB(商品陳列用具・床置載置台型・陳列面凹型)には、陳列面が単一かつ凹面で、かご状でないもの。かご状になると、F5-2105(商品陳列かご)へ。 ○F5-2104AC(商品陳列用具・床置棚型・支柱パイプ型)には、陳列面が複数のもの。陳列面が凹面かつかご状であれば、F5-2105(商品陳列かご)へ。陳列面が凹面でも、網状でなければF5-2104ACのまま。また、陳列面が網状でも、フラットであれば(凹状でなければ)F5-2104ACのまま。			
過去に分類した物品の名称			
カード用回転スタンド			

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-211	商品陳列機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－211	全	商品陳列機	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列機			
定義			
○商品の陳列用具で機械的構造を有し、動くもの。卓上、床置きを問わない。			
○(モーター内蔵)回転陳列台を含む。			
 F5-211 登録 995050 回転式商品陳列台			
 F5-211 登録 943395 ターンテーブル付き音声案内器			
 F5-211 登録 362579 ネクタイチンレッツダイ			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○陳列ケースにモーターが付いているものは、陳列ケース(F5－220～222)へ。			
過去に分類した物品の名称			
回転式商品陳列台		自転車陳列機	ターンテーブル付き音声案内器

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2120	衣料品陳列用具

	対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
	旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
	F5－212	全	衣料品陳列用具。
	F5－213	全	かつら陳列用具。かつら陳列台
	参考分類・参考物品		
	分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
	再掲載指示		
	分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
	D6－11	衣類つり下げ具。衣料用ハンガー、スカート用ハンガー、ズボンハンガー、ネクタイハンガー	
	この分類に含まれる物品		
	かつら陳列台		
	定義		

- 衣料を販売するために用いる陳列用具で、衣服等を直接支持するもの。
- かつらの陳列用具。かつら支持台および関連物品も含む。
- 下位分類のF5-2121 (マネキン型) を除く。



←陳列用具として繰り返し使用されることが推認されるため、F5-2120。

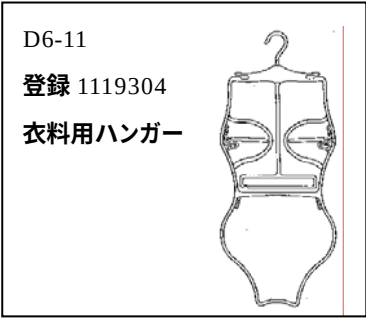
・使い捨ての保持具は基本的に包装用容器等 (F4) に分類する。

*F4-1130 ワイシャツ包装用枠
(ワイシャツを包装するときに使用される枠。)

*F4-91131 ワイシャツ襟枠
(ワイシャツを包装するときに使用される枠で、襟部の形状を保つためのみに使われるもの。)

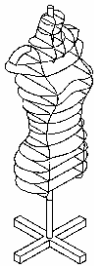
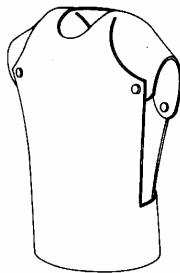
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

- 衣類の陳列用具でも、卓上用はF5-2101へ (かつら陳列台を除く)。
- 衣類の陳列具でも、つり下げ用は下記のように分類する。
 - ①人型をしているもの (マネキン型) →衣料品陳列用具・マネキン型 (F5-2121)
 - ②衣料品用の、ハンガータイプ→衣類吊り下げ具 (D6-11)
 - ③衣料品用で、上部がフック状になっている→衣類吊り下げ具 (D6-11)
 - ④衣料品用で、上部がフック状で、包装用で商品と共に売られるもの
→包装用吊り下げ具 (F4-924)
 - ⑤衣料品用で、上部がフック状で、繰り返し使用されるもの
→この分類 (衣料品陳列用具・F5-2120)

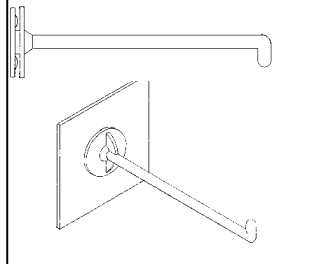
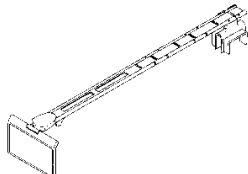
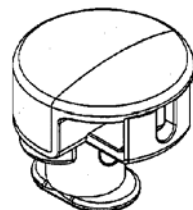
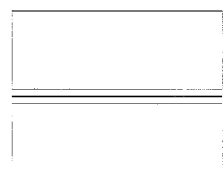
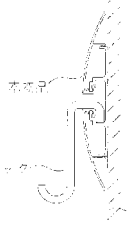
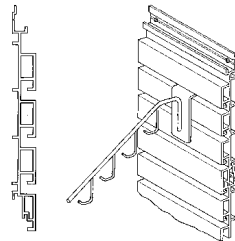


過去に分類した物品の名称		
かつら用ハンガー	ネクタイ保持具	ズボン陳列用具

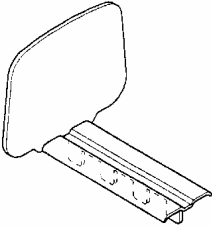
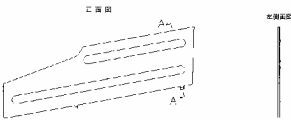
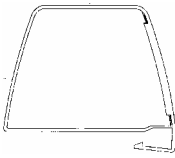
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2121	衣料品陳列用具(マネキン型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-212B	全	衣料品陳列用具(マネキン型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D6-11	衣類つり下げ具(下着販売用ハンガー型)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
マネキン人形		衣料品陳列用具	
定義			
○人の形の痕跡を有する衣服陳列具。 ●F5-2121でいう「人の形の痕跡」とは実写的な形で厚みのある、明らかな人形状のものと解する。ワイヤー構造のものも含む。また、線材で形成された板状構成で、一部(バスト等)のみ突出したものはD6-11(下着販売用ハンガー型)に分類する。 ※F5-2121には厚みがない板状でも、人形の形をとりその他の機能的切り込みのないものも含む。 上記に関連して、厚みのない板状で人形の形をとるが、機能的切り込みがあるものはD6-11に分類する			
F5-2121 登録 1167020 マネキン人形 		F5-2121 登録 1155381 子供用ボディ板 	
F5-2121 登録 1118585 マネキン人形 		F5-2121 登録 1136779 衣服掛け 	
(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
分類付与運用メモ			
過去に分類した物品の名称			

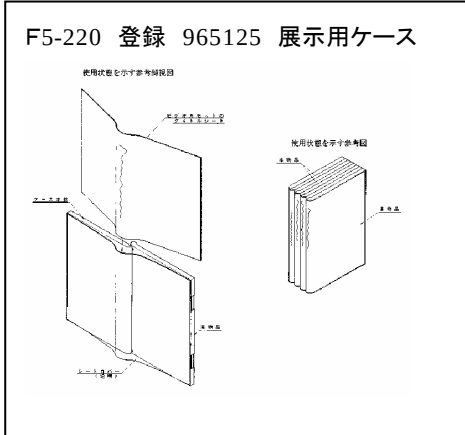
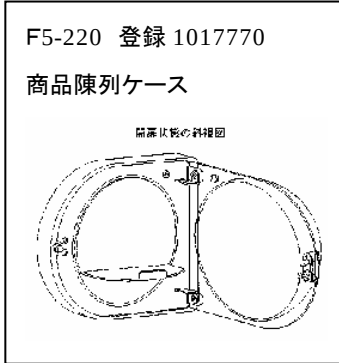
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2190	商品陳列用具部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-2190	全	商品陳列用具部品および付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D6-20E、C	壁取付け小型整理用具 (一点支持、線の支持型)		
F2-73131	カード立て等		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列用トレー		帽子陳列用ハンガー掛け具	
定義			
○商品陳列用具の部品及び付属品。			
○F5-20～2121に展開する物品の付属品的なものはここに含む。			
F5-2190 登録 1102141 商品陳列用掛具  F5-2190 登録 1148733 陳列商品展示用カード ケース  F5-2190 登録 1172851 腕時計展示用留め具 			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
●「物品係止用パネル」「物品係止用レール」について：陳列用の壁板、商品陳列用具のパネル、家具用掛具係止パネル等			
・サーチ効率及びF5の構成部材の一部が再掲載表示によりDに分類されている背景から、物品名等で商品陳列が明記されていても、D6-20Aへ。家具用掛具係止パネルにまとめる。			
 本発明  従来品 D1-20A 登録 1150688 壁面展示用レール材  D1-20A 登録 1083290 商品陳列用壁面 パネル			
●商品陳列用の棚、ショーケース、冷蔵用ショーケース等に用いられる取手及び引手は、M3-211 (家具用取手及び引手) に分類する (Dタームは必要に応じ適宜付与する)。			
過去に分類した物品の名称			
マネキン人形用スタンド		帽子陳列用ハンガー掛け具	商品陳列棚用ローラプレート

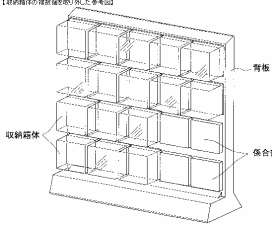
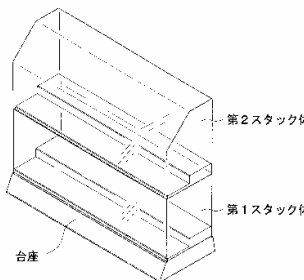
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2191	商品陳列用仕切り板

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-2191	全	商品陳列用仕切り板
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
D9-101	家具用仕切り	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
商品陳列用仕切り板		
定義		
○陳列ケース内に使用されるものも含む。		
F5-2191 登録 1117413 商品陳列台用仕切板 	F5-2191 登録 1044953 仕切り板 	F5-2191 登録 1040367 陳列棚用仕切具 
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
過去に分類した物品の名称		

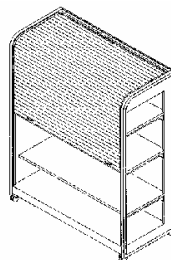
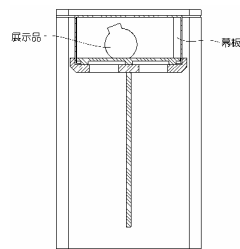
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-220	商品陳列ケース

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-220	全	商品陳列ケース	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列ケース		ショーケース	
定義			
○商品を陳列する筐体で、F5-221～222の下位分類いずれにも属さないもの。			
○透明板を介して商品を陳列する筐体形状のもの。			
○物品名が「陳列ケース」であっても、透明板を介在しないものはF5-210へ。			
F5-220 登録 965125 展示用ケース  F5-220 登録 1017770 商品陳列ケース  F5-220 登録 894148 商品陳列ケース 			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-221	商品陳列ケース(卓上型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－220A	全	商品陳列ケース(卓上型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C2－191	置物ケース、人形ケース		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列ケース	ショーケース		
定義			
○商品陳列ケースのうち、卓上使用のもの。			
F5-221 登録 1155794 展示用ケース 【透明直方体の複数個を組み合わせた参考図】  F5-221 登録 1151250 展示用ケース  F5-221 登録 1102827 商品陳列ケース 			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○単純な透明直方体では、形態ではC2－191(置物ケース)に多いが、物品名等で展示・販売目的が示唆されていると、置物ケースより優先してF5－221に分類する。			
過去に分類した物品の名称			
展示用ケース			

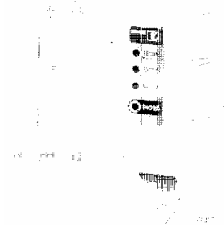
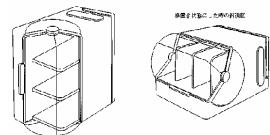
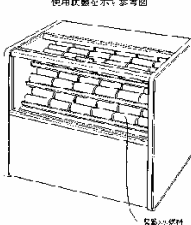
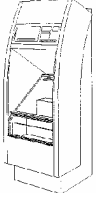
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-222	商品陳列ケース(床置型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-220B	全	商品陳列ケース(床置き型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
商品陳列ケース		ショーケース	
定義			
○商品陳列ケースのうち、床置き使用のもの。			
F5-222 登録 1079871 展示ケース  F5-222 登録 1087380 商品陳列ケース  F5-222 登録 1117447 展示ケース 			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○単純な透明直方体では、形態ではC2-191(置物ケース)に多いが、物品名等で展示・販売目的が示唆されていると、置物ケースより優先してF5-221に分類する。			
過去に分類した物品の名称			
展示用ケース			

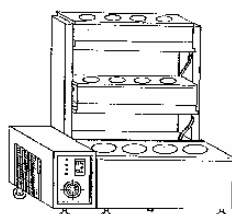
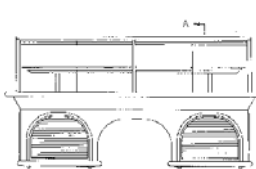
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-229	商品陳列ケース部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-229	全	商品陳列ケース部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
○商品陳列ケースに用いられる部品及び付属品。 ○冷蔵・温蔵ショーケース部品及び付属品 (F5-239) のうち、商品陳列ケースにも使用可能なものを含む。		
F5-229 登録 1075250 コーヒー豆定量繰出し具 F5-229 登録 1045423 オープン冷凍ショーケース用 ナイトカバー		
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
●回転寿司関連の出願の分類について…「回転寿司の搬送チェーン上面取り付けカバー」 1. 搬送チェーン内蔵カウンターテーブル……………D7-130 2. 上記カウンターテーブルにカバーの付いたもの…D7-130 3. 上記カウンターテーブル用カバー……………D7-130, D7-139 4. カウンターテーブルのない搬送機械……………G1-10 5. 搬送機械部分の部品 (コンベア枠等) ……………G1-1900 6. 搬送チェーン上部に取り付けられるカバー………F5-229 ●商品陳列用の棚、ショーケース、冷蔵用ショーケース等に用いられる取手及び引手は、M3-211 (家具用取手及び引手) に分類する (Dタームは必要に応じ適宜付与する)。		
過去に分類した物品の名称		
ショーケース用棚		

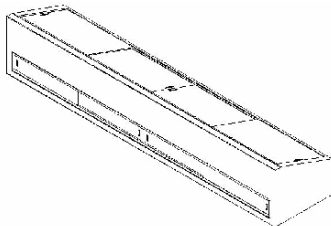
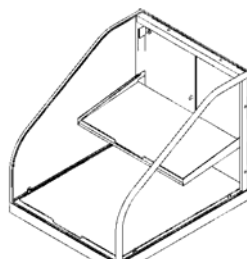
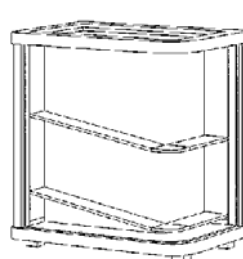
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-230	冷蔵用ショーケース及び温蔵用ショーケース

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-230	全	冷蔵用ショーケース及び温蔵用ショーケース	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C6-5131	冷蔵庫(透明ドア型)		
C6-5112	冷蔵庫(棚付き)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース		温蔵用ショーケース	
定義			
○冷蔵あるいは温蔵機能を有する商品陳列具。必ずしも本体に機能が組み込まれていなくとも可。			
○透明板の介在を必要としない(冷蔵オープンショーケース)。			
○F5-2311～2320の下位分類いずれにも属さないもの。			
F5-230 登録 1064053 飲料缶加熱器  F5-230 登録 1039779 冷温蔵用ショーケース  F5-230 登録 1019465 冷蔵, 温蔵ショーケース  F5-230 登録 994155 電子レンジ付き冷凍ショーケース 			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
電子レンジ付き冷凍ショーケース			

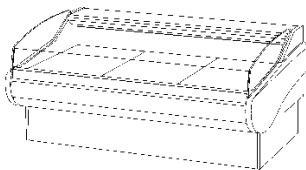
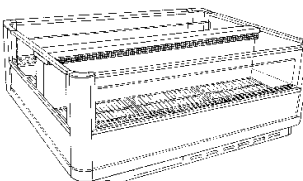
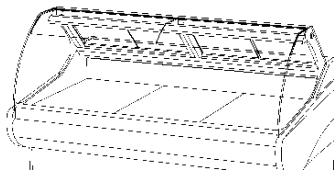
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-231	冷蔵用ショーケース

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-231	全	冷蔵ショーケース	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース			
定義			
○冷蔵機能を有する陳列具。 ○陳列ケースのように透明板の介在を必ずしも必要としない。 ○冷気が配管によって送られてくる場合もあるから必ずしも本体に冷蔵機能が組み込んでいる必要はない。 ○F5-2311～2316の下位分類で分類される形態以外の冷蔵・冷凍ショーケース。			
F5-2310 登録 1151578 切り花陳列ケース  F5-2310 登録 1165754 冷蔵用ショーケース  F5-2310 登録 1135948 生花用冷蔵ショーケース 			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○冷・温蔵共用のショーケースはF5-230へ。ただし、明らかに卓上型と判断できる場合は、F5-2311 (冷蔵用ショーケース・卓上型) へ。 ○F5-231台で分類する優先順位は、 F5-2311 優先 > F5-2312 2313 2315 2316 優先 > F5-23140 23141 23142 優先 > F5-231			
過去に分類した物品の名称			

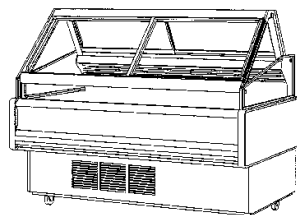
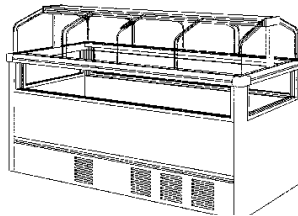
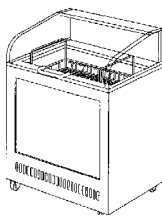
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2311	冷蔵用ショーケース (卓上用)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-231A	全	冷蔵ショーケース (卓上型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース			
定義			
○冷蔵機能を有する卓上用陳列具。 ○陳列ケースのように透明板の介在を必ずしも必要としない。 ○冷気が配管によって送られてくる場合もあるから必ずしも本体に冷蔵機能が組み込んでいる必要はない。 ○冷・温蔵の機能を有するものは、卓上型に限りこの分類 (F5-2311) とする。			
F5-2311 登録 商品陳列ケース  F5-2311 登録 温冷蔵用ショーケース  F5-2311 登録 冷蔵ショーケース 			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○F5-231台で分類する優先順位は、 F5-2311 優先 > F5-2312 2313 2315 2316 優先 > F5-23140 23141 23142 優先 > F5-231 ○温冷蔵用共用のショーケースで、明らかに卓上用と判断できる場合、上位のF5-230に分類せず、F5-2311とする。			
過去に分類した物品の名称			
冷温蔵用ショーケース			

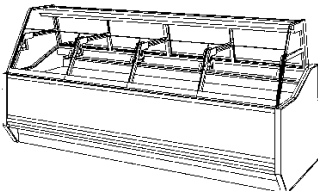
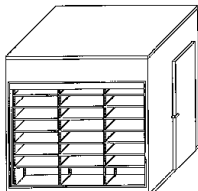
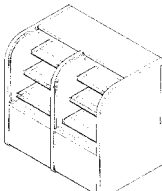
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2312	冷蔵用ショーケース (床置上面出入れオープン型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-231B	全	冷蔵用ショーケース (床置上面出入れオープン型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース			
定義			
○陳列開口面が上面にあり、透明板が介在していない。 ○全体形状をF5-23140～23142、およびF5-2316のように、直方体・角柱と限定していないので、円柱・半円柱など、平面形状が角型以外のものも含まれる。 ○前後の向きがあるものについては、後部に衝立・鏡・照明・小棚などが立設されているものも含む。この場合、F5-2315 (棚付きオープンショーケース) との境界に注意。			
F5-2312 登録 1137756 ショーケース  F5-2312 登録 1147675 冷凍冷蔵用ショーケース  F5-2312 登録 1134504 ショーケース 			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
冷凍冷蔵用オープンショーケース			

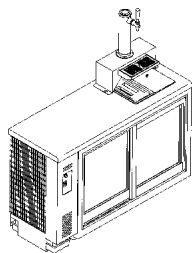
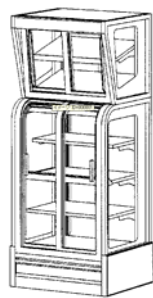
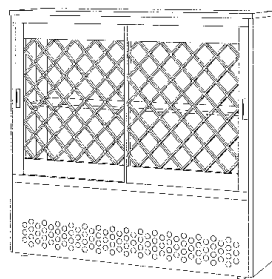
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2313	冷蔵用ショーケース (直方体上面透明出入れ型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-231C	全	冷蔵用ショーケース (直方体上面透明出入れ型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース			
定義			
○陳列開口部が上面にあり、全体形状が直方体状のもの。多少の変形含む。 ○透明カバーの態様(フタ、開戸、引違い戸)は問わない。 ○前後の向きがあるものについては、透明カバーが立体化されてきているものは、F5-2310, F5-23140, 23141との境界に注意。			
F5-2313 登録 1164801 ショーケース  F5-2313 登録 1134398 冷凍ショーケース  F5-2313 登録 1134764 冷凍用ショーケース 			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
アイスクリームショーケース	冷凍用ショーケース		

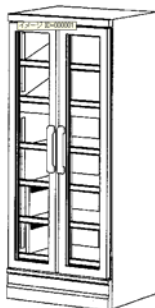
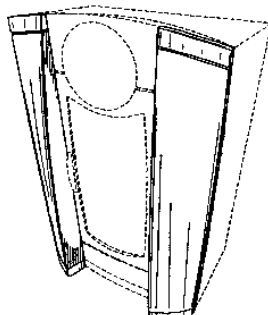
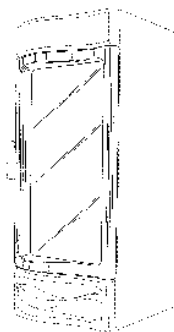
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-23140	冷蔵用ショーケース (直方体前面透明型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-231D	全	冷蔵用ショーケース (直方体前面透明型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
冷蔵用ショーケース		
定義		
○前面が透明で、前面から出し入れができないもの。 ○全体形状が直方体状のもの。多少の変形含む。背面は垂直。 ○直方体前面透明型で、F5-23141～23142の下位分類に入らないもの。		
F5-23140 登録 1164781 冷蔵ショーケース 	F5-23140 登録 1117013 冷蔵ショーケース 	F5-23140 登録 1100416 冷蔵、温蔵ショーケース 
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
○前面出し入れ可能型は、F5-23141 (引き違い戸型)、F5-23142 (開き戸型)、F5-231 (前記以外の型) へ。		
過去に分類した物品の名称		
冷蔵、温蔵ショーケース	冷凍用ショーケース	

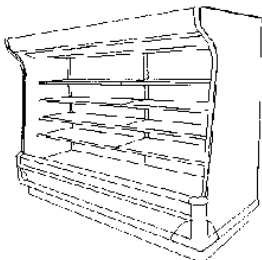
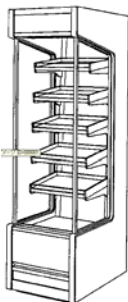
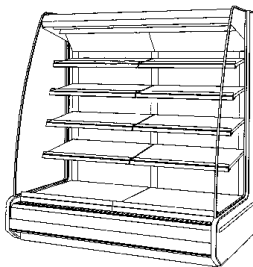
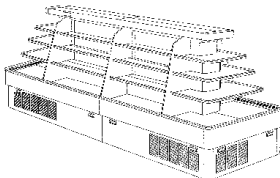
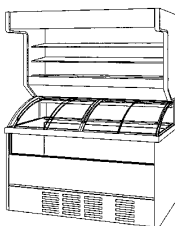
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-23141	冷蔵用ショーケース (直方体前面透明、引違い戸型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-231DA	全	冷蔵用ショーケース (直方体前面透明・引違い戸型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C6-5131	冷蔵庫 (透明扉型)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース			
定義			
○冷蔵用ショーケースで全体形状が直方体状のもの。多少の変形含む。 ○前面が透明板状の引違い戸により開閉するもの。 ○透明引違い戸が上面から前面にかけてカーブする面のものも可。 ○基台+ケースのものも可。			
F5-23141 登録 1135549 水冷式ビールディスペンサー付 冷蔵ショーケース  F5-23141 登録 1116948 冷蔵ショーケース  F5-23141 登録 1116923 冷蔵ショーケース 			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
冷蔵、温蔵ショーケース			

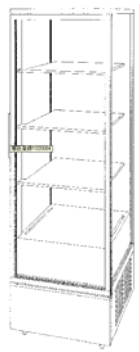
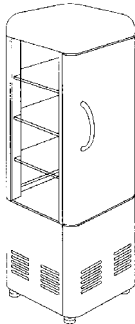
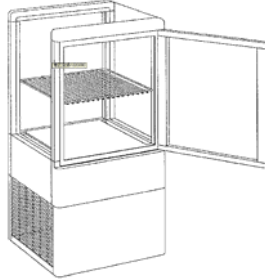
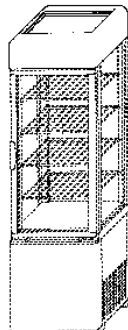
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-23142	冷蔵用ショーケース (直方体前面透明、開き戸型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-231DB	全	冷蔵用ショーケース (直方体前面透明・開き戸型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
C6-5131	冷蔵庫 (透明扉型)	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
冷蔵用ショーケース		
定義		
○冷蔵用ショーケースで全体形状が直方体状のもの。多少の変形含む。 ○前面が透明板状の開き戸により開閉するもの。扉が何枚あっても含まれる。 ○開き戸とは、観音開き型のみをいう。上下に開くものは、F5-231 (雑) へ。		
F5-23142 登録 1116939 冷蔵ショーケース 	F5-23142 登録 1116502 クーラー 	F5-23142 登録 1106695 冷蔵用ショーケース 
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
過去に分類した物品の名称		
冷蔵、温蔵ショーケース		

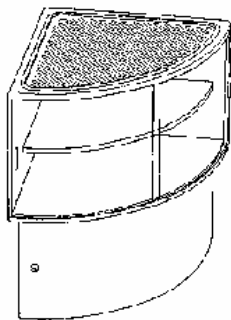
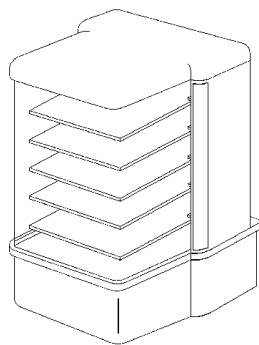
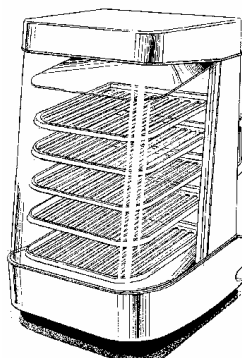
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2315	冷蔵用ショーケース (棚付きオープンショーケース型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5－231E	全	冷蔵用ショーケース (棚付きオープンショーケース型)	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース			
定義			
○商品を取り出す際に戸を介在させない冷蔵用ショーケースで、棚・棚板が配設されているもの。棚の位置はショーケース内・外を問わない。 ○例示する下図のような基本形に近似している場合、例外としてガラス戸付きも含める。 ○全体形状は限定していない。			
F5-2315 基本形 斜視図  F5-2315 登録 1164793 冷蔵ショーケース  F5-2315 登録 1166042 ショーケース  F5-2315 登録 1147696 冷蔵用オープンショーケース  F5-2315 登録 1148871 ショーケース 			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
ドリンク剤冷蔵ショーケース		冷蔵・温蔵オープンショーケース	

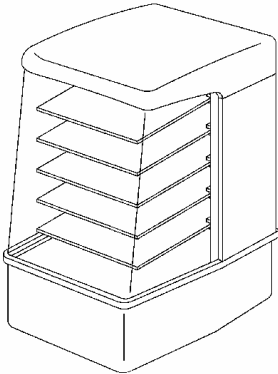
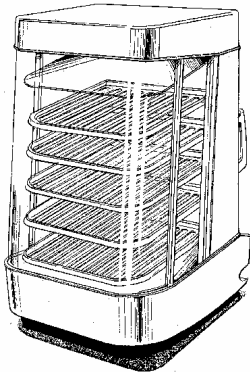
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2316	冷蔵用ショーケース (角柱四方側面透明型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-231F	全	冷蔵用ショーケース (角柱四方側面透明型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
冷蔵用ショーケース			
定義			
○全体形状が四角柱のもので、四方側面が透明なもの。			
○例示する下図のような基本形に近似している場合、例外として3方透明型も含む。			
F5-2316 基本形 登録 1020084	F5-2316 登録 1134766 冷温蔵用ショーケース	F5-2316 登録 1020090 冷蔵ショーケース	F5-2316 登録 1134303 冷蔵ショーケース
			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
○明らかに横長のプロポーションであれば、四方あるいは三方が透明でもF5-2316に入れず、F5-23140～23142へ。			
過去に分類した物品の名称			
冷蔵, 温蔵ショーケース			

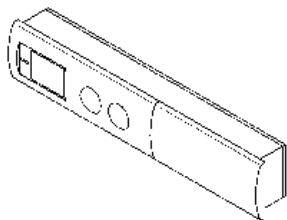
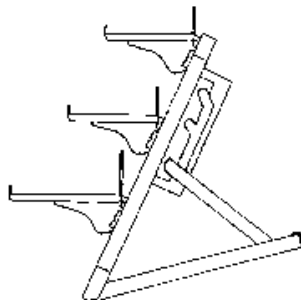
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2320	温蔵用ショーケース

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-232	全	温蔵用ショーケース	
F5-232A	全	温蔵用ショーケース(卓上型)	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
温蔵用ショーケース			
定義			
○温蔵機能を有するショーケース。			
○温冷蔵の両機能を有しているものは、冷蔵機能を優先する(F5-230へ)。			
○店頭販売しているまんじゅう蒸し器も含む。			
F5-2320 登録 1038845 温蔵ショーケース 斜視図	F5-2320 登録 1038844 食品保温加熱機 斜視図	F5-2320 登録 1164692 温蔵ショーケース	F5-2320 登録 1146333 業務用食品蒸し機
			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
温蔵ショーケース	保温オープンショーケース	陳列用饅頭蒸器	

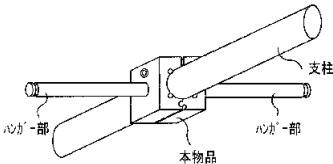
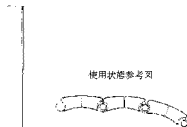
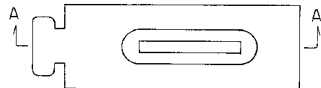
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
F5-2320	A	卓上型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-232A	全	温蔵用ショーケース(卓上型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
定義(図例必須)			
○温蔵用ショーケース(F5-2320)のうち、卓上使用のもの。 ○冷温蔵の両機能を有するものは、含まない。冷蔵ショーケース・卓上型(F5-2311)へ。 ○店頭販売している饅頭蒸し器を含む。			
F5-232A 登録 1164693 温蔵ショーケース  F5-2320A 登録 1145560 業務用食品蒸し機  F5-2320A 登録 1128355 温蔵用ショーケース 			
分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。	
過去に分類した物品の名称			
販売用食品保温器			

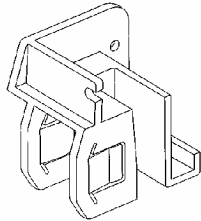
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-239	冷蔵用ショーケース及び温蔵用ショーケース部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-239	全	冷蔵用ショーケース及び温蔵用ショーケース部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
冷蔵ショーケース用棚板		
定義		
○F5-220～222の陳列ケースにも使用可能なものは、F5-229 (陳列ケース部品及び付属品) へ。		
F5-2320 登録 1165227 ショーケース用コントローラー 	F5-2320 登録 1164800 ショーケースの天蓋 	F5-2320 登録 1164076 冷蔵ショーケースの青果陳列台 
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
●商品陳列用の棚、ショーケース、冷蔵用ショーケース等に用いられる取手及び引手は、M3-211 (家具用取手及び引手) に分類する (Dタームは必要に応じ適宜付与する)。		
過去に分類した物品の名称		
切花陳列ケース用容器	冷蔵ショーケース用網かご	冷蔵ショーケース用冷風機
饅頭蒸し器用トレイ	冷蔵用ショーケースの蓋	

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-290	商品陳列用具等部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5－290	全	商品販売用具部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
D9－17	販売用具用戸当り	
D9－111	販売用具用縁	
この分類に含まれる物品		
定義		
○陳列用具に使用される部品及び付属品。 ○F5－2190 (商品陳列用具部品及び付属品) にも、F5－229 (商品陳列ケース部品及び付属品) にも、F5－239 (冷蔵ショーケース及び温蔵ショーケース部品及び付属品) にもあてはまらない、部品及び付属品 ○F5－291 (商品陳列ケース構成部材) に該当するものを除く。		
F5-290 登録 1168001 商品支持具  F5-290 登録 970762 食品保冷容器用シャッター ラット  F5-290 登録 921923 フレーム固定具 		
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
●商品陳列用の棚、ショーケース、冷蔵用ショーケース等に用いられる取手及び引手は、M3－211 (家具用取手及び引手) に分類する (Dタームは必要に応じ適宜付与する)。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2910	商品陳列ケース構成部材

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F5-2910	全	ショーケース構成部材	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D9-110	商品陳列ケース用上枠		
D9-110	商品陳列ケース用下枠		
D9-110	商品陳列ケース用縦枠		
D9-110	商品陳列ケース用レール		
L7-10	商品陳列用間仕切り構成部材		
D9-100	商品陳列棚用構成部材		
D9-110	商品陳列棚用支柱		
D9-12	商品陳列棚用棚板		
D9-161	商品陳列棚用棚受け具		
D9-162	商品陳列用具構成材連結具		
この分類に含まれる物品			
定義			
○ショーケースを構成する部材。 ○下位分類(すべて再掲載分類としてD9とL7に移行)で展開される分類のどこにも入らない、商品陳列棚・商品陳列ケースの構成部材。			
F5-291 登録 1074600 シャッターレール固定具 			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			